

# 文教福祉常任委員会会議録

〔令和7年9月定例会〕

9月8日開催分

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和7年9月8日（月） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
10:00	認 定 第 5 号	令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	4
	議 案 第 5 5 号	令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	高齢者支援課	14
	認 定 第 4 号	令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について	学校教育課	16
	議 案 第 5 4 号	令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について	学校教育課	22
	議 案 第 5 1 号	工事請負契約の締結について	文化・スポーツ 振興課	24
	所管事務 報 告	第3回スポーツ推進審議会における筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について	文化・スポーツ 振興課	38
	所管事務 報 告	新型コロナワクチン定期接種の実施について	健康推進課	48
	所管事務 報 告	国指定史跡阿志岐山城跡保存活用計画（案）について	文化財課	52
	所管事務 調 査	小中学校の防犯カメラ設置状況について	教育政策課	57
	所管事務 報 告	小学校水泳授業の民間委託について	学校教育課	61
	所管事務 調 査	放課後児童クラブの状況について	学校教育課	67
	所管事務 報 告	子ども館の設置及び子どもの居場所づくりに係る市の方針について	こども政策課	73

令和7年第5回（9月）筑紫野市議会定例会  
文教福祉常任委員会

○日 時

令和7年9月8日（月）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	坂口勝彦	副委員長	春口茜
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	白石卓也	委員	古賀新悟
委員	赤司祥一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

議員	辻本美恵子	議員	八尋一男
議員	西村和子	議員	宮崎吉弘
議員	山本加奈子	議員	段下季一郎
議員	佐々木忠孝	議員	城健二
議員	吉村陽一	議員	檜木孝一
議員	前田倫宏		

○出席説明員（23名）

健康福祉部長	坂田浩章	高齢者支援課長	谷昌義
高齢者支援課長補佐	真鍋美香子	介護保険担当係長	荒尾正
指定指導担当係長	平嶋亮	健康推進課長	毛利早希
健康企画担当係長	松尾美琴	教育部長	濱崎博文
教育政策課長	亀井美和	庶務担当係長	末次勝也
学校教育課長	江中誠	学校教育担当係長	中村淳二
文化・スポーツ振興課長	安樂鉄平	文化振興・図書館担当係長	前田大輔
スポーツ企画担当係長	森田健太郎	スポーツ施設担当係長	萩尾浩三
文化財課長	小鹿野亮	保存活用担当係長	川口陽子

こども部長 嘉村千穂  
こども政策担当係長 原田典忠  
給付・支援担当係長 城塚利恵

こども政策課長 岡嶋桐子  
保育担当係長 御手洗唯

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金達  
主査 森敬

課長 高木美智子

開会 午前10時00分

---

○委員長（坂口勝彦君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に10名の議員が傍聴に出席してありますので、報告しておきます。

では、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

今回も議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することとしておりますので、必ずマイクを使用して発言に心がけていただきたいと思います。

また、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

認定第5号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

坂田部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） おはようございます。健康福祉部の坂田でございます。

本日、健康福祉部の案件といたしまして、認定第5号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、それから議案第55号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、それから午後になるかと思いますが、所管事務報告といたしまして、新型コロナワクチン定期接種の実施について、以上3件についてお諮りする予定としております。丁寧な説明を心がけていきますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

説明のために高齢者支援課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） おはようございます。高齢者支援課長の谷と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） おはようございます。高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋と申します。よろしく申し上げます。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） おはようございます。同じく高齢者支援課介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしく申し上げます。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） おはようございます。高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋でございます。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願いいいたします。

○委員長（坂口勝彦君） はい、申し上げます。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明させていただきます。

最初に、本市の介護保険事業の状況を説明させていただきます。

文教福祉常任委員会説明資料の2ページをお開き願います。円グラフがあるかと思えます。令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出の決算の円グラフでございます。

歳入総額は77億7,436万5,953円でございます。主な内訳につきましては、65歳以上の介護保険料が24.3%、40歳から64歳までの介護保険料である支払基金交付金が25.3%、合わせて49.6%が介護保険料の収入でございます。次に、国庫支出金が19.2%、県支出金が13.5%、市の一般会計からの繰入金金が15.3%、合わせて48%が公費となっております。

歳出総額は76億846万7,309円でございます。主な内訳につきましては、保険給付費が90.2%を占めています。

次の3ページ、4ページは決算の歳入歳出でございます。令和6年度と5年度の比較が分かるものとなっております。決算額の内容につきましては、後ほど決算書で説明させていただきます。

次ページの5ページをお開きください。高齢者人口・介護認定者数等の推移でございます。65歳以上の第1号被保険者数は毎年増加し、令和6年度末は、表の右上になりますが、2万8,317人となっております。このうち要介護認定者数が4,449人でございます。書いておりませんが、要介護認定率につきましては15.7%となります。40歳から64歳までの第2号被保険者を含めると、4,521人が要介護認定を受けています。

右側、6ページを御覧ください。保険給付の推移でございます。第1号被保険者及びサ

ービス受給者の増加に伴い、保険給付費についてもこれまでと同様に増加している状況となっております。

次のページの左側、7ページを御覧ください。介護保険料の収納状況でございます。介護保険料の約9割は年金から天引きさせていただいております。収納率は毎年向上し、令和6年度の収納率は表の右下になりますが、令和5年度から0.21ポイント上昇し、98.87%と高い収納率となっております。

下の表に移りまして、不納欠損額・滞納繰越額の推移でございます。所在不明、生活困窮者と認められる人など納税不能のまま2年経過し、時効を迎えた介護保険料の不納欠損額は272万2,069円、71名となっております。不納欠損処理に当たりましては、税の公平性の観点から、督促状や催告書の発送、財産調査、財産差押え、納付誓約書の提出、所在地の追跡調査等、消滅時効が完成しないように努めております。また、不納欠損予定者リストを作成し、未接触者や滞納処分未処理状況を把握するなど、時効進行の管理を行っているところでございます。滞納繰越額は2,235万6,986円、361人でございます。昨年の滞納者の徴収率の向上が滞納繰越額の減少につながり、さらに不納欠損を減少させることから、納付指導員による訪問調査を随時行い、納付推進の取組を進めてまいります。

右側のページを御覧ください。8ページとなります。介護保険給付費支払準備基金残高でございます。令和6年度の残高は6億984万4,285円となります。

続きまして、決算の内容について説明いたします。

決算書の516ページをお開き願います。歳入の主なものにつきまして御説明させていただきます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料収入済額、上から3行目になりますが、18億9,104万7,956円となります。

次のページをお開きください。518ページとなります。

3款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料18万8,050円は、介護保険料の督促手数料でございます。2目指定事務手数料8万円につきましては、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の指定に係る事務手数料でございます。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金12億5,100万6,172円につきましては、介護給付費に関する国の負担金でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金7,399万3,000円は、75歳以上の高齢者や所得の低い高齢者の割合などにより補助されるものでございます。2目地域支援事業交付金（総合事業）

7,296万9,920円と、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）6,570万4,210円につきましては、地域支援事業に対する国の交付金でございます。4目保険者機能強化推進交付金903万3,000円と、次のページの5目介護保険保険者努力支援交付金1,976万3,000円につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等を推進するために、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、交付されるものでございます。6目介護保険事業補助金27万5,000円は、介護保険制度改正に伴う基幹系システムの改修について交付されるものでございます。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金18億6,634万602円と、2目地域支援事業支援交付金9,919万1,000円は、40歳から64歳の方の介護保険料が国の支払基金を経由して交付されるものでございます。

6款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金9億7,237万8,876円は、保険給付費に関する県の負担金でございます。

次のページをお開きください。2項県補助金1目地域支援事業交付金（総合事業）4,527万6,250円と、2目地域支援事業交付金（総合事業以外）3,456万1,064円は、地域支援事業に係る県の交付金でございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金8億5,309万7,703円は、保険給付費に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものでございます。2目その他一般会計繰入金1億8,763万2,605円は、職員給与費等でございます。3目低所得者保険料軽減繰入金7,123万5,979円は、低所得者世帯の介護保険料を減免するために一般会計から繰入れするものでございます。4目地域支援事業繰入金（総合事業）4,484万8,415円と、次のページの5目地域支援事業繰入金（総合事業以外）3,304万7,093円は、地域支援事業に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものでございます。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1億3,100万5,162円は、令和5年度決算により生じた歳入歳出差引総額を計上したものでございます。

次のページをお開き願います。526ページとなります。

9款諸収入3項雑入2目返納金3,425万5,917円は、主に昨年度、介護サービス事業者グループホームおもやいに対する行政処分を行い、それに伴う介護報酬の返還分でございます。3目雑入740万1,971円は、配食サービス事業食材費の利用者負担分でございます。

以上、歳入合計収入済額77億7,436万5,953円となります。

次のページ、528ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明させていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費支出済額 1 億1,982万7,058円は、高齢者支援課職員の人件費でございます。

次のページ、530ページを御覧ください。下のほうになります。

3 項介護認定審査会費2,029万3,592円は、筑紫地区 5 市共同で運営している介護認定審査会の負担金でございます。

次のページ、532ページをお開きください。

真ん中ほど、4 項認定調査費 1 目認定調査費支出済額5,082万2,243円は、介護認定調査員の報酬や主治医意見書作成調査に係る経費でございます。

次のページ、534ページをお開きください。下のほうになります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費支出済額28億4,879万4,080円は、要介護 1 から 5 の方が利用する居宅サービス給付費でございます。要介護認定者に占める利用者の割合は65.2%でございます。

次のページ、536ページをお開きください。上のほうです。

2 目地域密着介護サービス給付費支出済額 9 億5,828万5,049円は、住み慣れた地域で生活をするための地域密着型サービスの給付費でございます。要介護認定者に占める利用者の割合は13.9%でございます。3 目施設介護サービス給付費支出済額21億351万2,036円は、特別養護老人ホーム等の介護施設の給付費でございます。要介護認定者に占める利用者の割合は20%となっております。

次のページ、538ページをお開きください。

上のほう、6 目居宅介護サービス計画給付費支出済額 2 億7,455万6,571円は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費用でございます。作成件数は 1 万8,729件となっております。

次に、2 項介護予防サービス等諸費介護予防サービス給付費支出済額 2 億6,539万3,123円は、要支援 1・2 の方が利用する在宅サービスの給付費でございます。要支援認定者に占める割合は73.1%となっております。

次のページ、540ページをお開きください。

中ほど、5 目介護予防サービス計画給付費支出済額4,512万8,518円は、ケアマネジャーが作成する要支援ケアプランの作成費用でございます。作成件数につきましては9,541件となっております。

高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費支出済額 1 億8,849万7,703円は、介護サ

サービスの利用額が所得に応じて定められた月ごとの基準額を超えた場合に、払戻しをするものでございます。

次のページ、542ページをお開きください。

上のほうです。4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等支出済額2,392万3,664円は、医療介護の利用額を合算し、年ごとの基準額を超えた場合に払戻しをするものでございます。

下のほうでございます。5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費支出済額9,536万8,595円は、介護保険施設に入所する低所得者に対し、食費、居住費の一部を補助するものでございます。

次のページ、544ページをお開きください。下のほうです。

3款地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。支出済額3億1,893万9,903円のうち、次のページをお開きください。一番右の欄のほうに、18負担金、補助金及び交付金というものがございますが、その給付費3億1,720万4,595円は、要支援の方を対象に訪問や通所等の総合事業を行うものでございます。

次のページ、548ページをお開きください。

2行目ですね、2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費でございます。支出済額2,283万4,154円のうち右側の欄の1介護予防普及啓発事業、12委託料1,047万円は、健康推進課、国保年金課と共同でカミーリヤ運動指導室の業務を委託したものでございます。

次のページ、550ページをお開きください。

上のほうの右の欄です。2地域介護予防活動支援事業、12委託料394万6,800円は、公民館等で地域高齢者を対象に開催する介護予防音楽療法の業務を委託するものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。支出済額1億975万4,291円のうち、右側の欄の1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、1報酬、非常勤職員報酬、地域ケア推進会議委員報酬19万2,500円は、地域ケア推進会議の外部委員20名の報酬でございます。地域包括ケア推進会議は、多職種連携により、地域包括ケアシステムの構築を支援するものとして行っているもので、会議は9回開催しております。

さらにその下、7報償費、講師謝金44万円は、自立支援型地域ケア会議の専門職参加の講師謝金でございます。自立支援型地域ケア会議は、要支援または要介護1で介護保険サービスを利用している方のケアプランについて、理学療法士、作業療法士などの専門職が事例検討を行います。多職種で検討することによって、利用者の重症化を予防し、自立支援につながる支援方法についてケアプランを作成するケアマネジャーに助言をすることができます。ケアマネジャーの支援、資質向上につながる取組でございます。

その下、12委託料、運営管理委託料（地域包括支援センター委託料）1億863万7,245円は、市内に設置しております地域包括支援センターの運営管理年間委託料でございます。

次のページ、552ページをお開き願います。

上のほうですね、2目任意事業費支出済額4,450万3,022円でございます。

右側の欄の1地域支援事業・任意事業費、12委託料、高齢者法律無料相談委託料16万8,000円は、毎月第2・第4木曜日を定例相談日としている高齢者法律無料相談の委託料でございます。

同じく配食サービス業務委託料1,599万4,140円は、独り暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で買物や調理ができず、見守りを必要とする方に食事を配達するものでございます。

同じく緊急通報システム委託料357万2,360円は、緊急時の対応及び日常的な安否の確認を目的として、独居高齢者等に緊急通報装置を貸与する事業で、令和6年度より一般会計から移行して実施しているものでございます。

3目認知症総合支援事業費でございます。支出済額423万3,200円となっております。

右側の欄の1認知症初期集中支援推進事業費、12委託料、認知症初期集中支援チーム業務委託料380万円につきましては、早期に認知症の診断を行い治療につなぐために、専門医や地域包括支援センターと協力しながら、チームとして対象者の支援に当たるものでございます。

次のページ、554ページをお開きください。

右側の欄の2認知症地域支援ケア向上事業、18負担金、補助金及び交付金のものわすれ相談事業補助金6万円は、筑紫地区5市において、認知症の専門医だけでなく、かかりつけ医でも認知症の診断や初期治療ができるようにするため、筑紫医師会に補助するものでございます。

同じく認知症の人の家族に対する支援事業交付金14万円は、市民ボランティアである介

護を考える家族の会に交付するものであり、毎月第3金曜日の10時から15時までの認知症や介護の相談を受け付けております。

4目生活支援体制整備事業でございます。支出済額1,563万3,846円です。

その内訳については、右側の欄の1生活支援体制整備事業、12委託料、生活支援体制整備委託料1,035万については、地域の高齢者の支援ニーズと社会資源や既存サービスの調整をする生活支援コーディネーターを設置するために、社会福祉協議会に委託するものでございます。

同じく担い手育成事業委託料149万9,432円は、住民が地域の課題に気づき、地域の支え合いによる介護予防生活支援を地域が主体的に行うための人材育成及び住民主体で運営できるように、立ち上げを支援する事業者に委託するものでございます。

次のページ、556ページをお開きください。

5目在宅医療・介護連携推進事業費283万390円、右の欄ですね。地域で必要な医療・介護サービスを継続的に一体的に受けることができる体制づくりを支援するもので、筑紫地区5市で筑紫医師会に委託するものでございます。

12委託料273万1,445円については、2名の人員のうち1名が5か月欠勤となったため、筑紫医師会と協議の上、61万8,448円を減額した委託料となっております。

以上が地域支援事業の主な内容になりますが、利用者等の実績につきましては、文教福祉委員会の説明会資料の9ページに記載しております。一部説明をさせていただきます。

2項一般介護予防事業費ですね、2段目になりますが、介護予防運動の利用者は昨年度より増加しておりますが、カミーリヤ運動指導室業務として、運動教室やプールを利用した延べ人数は2万1,356人で、昨年度より0.7%ほど減っております。介護予防音楽療法をはじめとした公民館等で実施する事業の参加者が増加しております。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の地域包括支援センターの相談件数は1万1,090件となっており、若干減っています。また、一番下の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの協議事案、地域に出向いて生活支援の協議を行ったり学習会に参加した実績は372回で、令和5年度と比較して約42%増加しているような状況となります。

後の資料については、お読み取りいただけたらと思います。

もう一度決算書に戻っていただいて、決算書の558ページをお開きください。

中ほど、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金1,515万4,630円は、国・県

支払基金の交付金の令和5年度分精算に伴う返還金でございます。

次ページ、560ページをお開きください。

以上、歳出合計の支出済額は76億846万7,309円となります。歳入歳出差引きは1億6,589万8,644円となり、令和7年度に繰り越します。

以上、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。御審査いただくよう、よろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。いいですか。

じゃあ、副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 地域支援サービスですかね、のサービス受給者が横ばいなのがちょっと見受けられるんですけど、理由とかってお分かりでしょうか。（「どこの部分ですか」と呼ぶ者あり）地域支援サービスでしたっけね。（「資料のほうで」と呼ぶ者あり）はい、資料です。（「9ページ」と呼ぶ者あり）サービス利用件数じゃないね、要介護認定者数……。要介護認定者数が4,521人と、ここですね。で、サービス受給者が4,035名で横ばいなので、認定者数は増えているんですけど、サービスを受けている方が横ばいなので、何か課題とかあるのでしょうかという質問です。（「5ページですかね」と呼ぶ者あり）（「うん、5ページですね」と呼ぶ者あり）サービス受給者数が横ばいですね。令和5年度と6年度はあまり変わってなくて、認定者数はちょっと増えているので、そのギャップというか、何か課題があれば教えていただきたいなど。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） サービス受給者数の増減については、細かく分析した資料はございませんが、サービス利用件数は増えておりますので、またサービス給付費も増えておりますので、実態的には増えているものというふうに解しております。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） ここで聞くのが適切かどうかは分かりませんが、介護保険で高齢者施設の職員の給与が安くて、人員不足ですという話があったと思いますが、そういうことが分かるような、この介護保険の給付の中で、どこがそういうふうなことになっているか、どこを改善すればそれがいくのか。まあ、自治体だけではできないことかもしれませんが、どこが問題になりますかというふうに聞くと、分かりますか。あなた方が実際やっていて、委託したり給付をしたりするとき、「ここがもう少しよくなると処遇改

善につながって、安定した就労が望めるんですけどね」というふうなことが説明できるころがあったら、説明してくれませんか。そういう要望が出ていましたので、どこなのかというね。私たちがどこを注目したり、国にも県にもいろんなところに要望するとしたら、どこなんですか。あなたたちが実際やっていて、「ここがもう少しよくなるといいんですけど」というのがあったら教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 介護施設の報酬だったりとかそういったものにつきましては、今、第9期の計画を定めておりますが、計画を定めるときに、実態調査等を行いながら筑紫野市の状況を把握しているところでございます。その中で分かる範囲で、どういった施設が必要かというのは検討していきますし、どういった課題があるかというのを今度、第10期の計画を定めるときにもう一回おさらいしたいなど、課題抽出をやっていきたいなと思っております。

実際に、国のほうで人員が足りない、報酬が足りないということについては、私どももニュース等で聞いておりますし、報告書の中でも上がってきているのを感じ取っているところでございます。実際に事業者と接する中でどういったことができるか、介護の報酬全体につきましては国のほうで定めておりますが、実際に介護人材の確保の方法だとか介護DX、そういったものについては国・県の取組も進んできておりますので、その制度を最大限活用しながら、筑紫野市でも独自で何ができるか、そういったものを事業所とのやり取りの中から今は模索して、少しずつ実施しているような状況でございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

○委員（上村和男君） よく分からないんですけど、あなたが言ったのを何かずっと聞いていると、「改善するのが課題です」と言ったまま、課題のままいくのかなという気がするので、できれば、「それを国や県に要望するように働きかけております」とか言ってくれるか、「自分のところでもこういう実情にあるので、単独でもこういう支援をする必要があるかどうか検討を重ねております」とか、あるいは「今度の計画をつくるときに、そういう意見も申し上げていきたい」とか何か言わないと、課題があるというのは要望も出ましたから、陳情もね、だから、それは痛いほどみんな分かっている。どうやって解決するつもりなのかと。

もともと「介護保険なんてものは成り立たないやろが」と、できたときから言っていた

人も議員の中におりまして、私はその一人だったんですけど、だから保険でやるのは無理だというふうに話していたことがあったので、もう少し国だとか県が責任を持ってやるようにするような体制にしていかないと、大丈夫ですかという気がしているので。それから先は課長の独り言でも構いませんが、何か言ってくれないと、何かよう分からんまま、「うん」ちゅうて黙っておくと認めたことになっちゃうのでね。「もう少ししたらまた調査・研究を計画のときに示しますので、そのときに御議論ください」ぐらい言わないと、引っ込みがつかんやろ。はい。

○委員長（坂口勝彦君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 国・県の取組につきましては、引き続き機会を捉えて市長会等で要望を行っていきたいと思っております。あわせて、現在ある制度につきましては、事業所さんが使いやすいように働きかけを進めて指導していくとともに、市の独自政策、例えば就職フェアであったりだとかDXの推進だったり、市でできるものについては随時取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 今通知させていただいたんですけど、資料8ページの介護保険の保険給付費支払準備基金について一つ質問させていただきたいんですが、この残高で言うと平成24年からずっと増え続けて、今3倍ぐらいで6億ちょっとになっていると思うんですけど、令和3年から4年間取崩しがない中で、令和4年にちょっと大きな積立てがあって、ここ2年間ぐらいはほとんど積立てもなく取崩しもなくということの中で、ちょっとすみません、僕の不勉強の部分もあると思うんですけど、この残高が増え続けている、取崩しも積立てもないという、この第9期の直近の状況が健全なのかどうかというか、この辺りの考え方について教えていただきたいなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 基金の残額については、この6億が大きいか少ないかというのは賛否両論あると感じております。総事業費からすると1割弱ではありますが、何らかの事象が起きたときに、給付がかなり増えたりとかする場合につきましては、3年間でバランスを取っていくという方向でございますので、これをさらに積み上げていくものなのか、もしくは10期の計画で利用者の金額に反映させるべきものなのかということについては、今後の課題とさせていただきたいなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 赤司委員の基金残高について、私個人はちょっと少ないのではないかなと思っていて、給付費という推移が、受給者と給付費が右肩上がりになっている中で、これも自治体だけじゃ難しいんでしょうけど、今後の財政的な見通しとか、基金の取崩しだったりとか、何か考えていることがあればお答えいただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 現段階で申し上げることはありませんが、10期の中で検討させていただきたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第5号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第5号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第55号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

令和7年度筑紫野市特別会計補正予算書、黄色の表紙の15ページをお開き願います。

歳入歳出をそれぞれ1億8,602万7,000円増額し、歳入歳出予算総額を81億1,529万9,000円とする案でございます。

詳しい内容につきましては、提案内容補足説明により説明をいたします。39ページをお開きください。

歳出予算補正の主な内容につきましては、5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、過誤納還付金40万8,000円は、介護保険被保険者の増加もあり、当初予算よりも還付金額が増えると思込まれるため増額するものでございます。

5款1項1目償還金は、国・県支払基金からの交付金精算に伴い、超過交付金を返還するものでございます。主な内訳につきましては、国庫支出金返還金1,820万4,000円、県支出金返還金381万9,000円、社会保険診療報酬支払基金返還金1,669万7,000円となっております。

6款1項1目予備費1億4,689万9,000円は、国・県から追加交付を受けた歳入から償還金を差し引いた余剰分を予備費に計上するものでございます。

歳入予算補正の主な内容につきましては、4款2項2目地域支援事業交付金過年度分86万7,000円、6款1項1目介護給付費負担金過年度分1,926万2,000円は、県からの交付金精算に伴い追加交付となったものでございます。

8款1項1目繰越金1億6,589万8,000円は、令和6年度の歳入歳出金差引額を令和7年度に繰越しするものでございます。

以上が、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第55号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第55号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。11時から。

---

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第4号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

濱崎部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） お疲れさまでございます。教育部の濱崎でございます。

本日、教育部につきましては、決算の認定及び議案が3件、所管事務調査報告5件について御審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、説明職員として学校教育課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） おはようございます。学校教育課長の江中でございます。よろしく願いいたします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） おはようございます。学校教育担当係長をしております中村と申します。よろしく願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） 本件について、執行部から説明をお願いします。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、認定第4号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書に沿って御説明いたしますので、歳入歳出決算書の500ページ、501ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款財産収入1項財産収入1目利子及び配当金1節積立金利子は、収入済額というところ

ろを見ていただきたいんですが、1,823円となっております。こちらは備考欄にも記載しておりますが、積立金の利子でございます。

続きまして、2款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金はゼロ円となっております。

続きまして、3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は227万6,817円となっております。

続きまして、4款諸収入1項貸付金元利収入1目貸付金元利収入1節現年度分につきましては365万6,950円、こちらは備考欄にも記載しておりますが、全て一般の償還金でございます。

続きまして、2節の滞納繰越分88万2,800円、こちらは内訳としましては、一般償還金が59万3,800円、同和対策償還金が28万9,000円となっております。

次に、3節の立替金返還金、これは入学支度金の立替金の返還金ですが、20万円でございます。

最後に、収入済額の合計は701万8,390円となっております。

次のページをお開きください。こちらが歳出になります。

1款事業費1項貸付事業費1目奨学資金貸与事業費でございます。こちらについては備考欄を御覧ください。

10節需用費、印刷製本費3万8,313円、こちらにつきましては、納付書等の送付用封筒の購入費でございます。

続きまして、11節役務費の手数料5,258円、こちらは奨学金返還金の口座引落としに対する金融機関への振替手数料でございます。

続きまして、20節貸付金438万4,000円、こちらが奨学資金の貸付金でございます。

最後に、収入済額の合計が442万7,571円となっております。

すみません、ページを少し戻っていただきまして、498ページをお開きください。

こちらは先ほど説明しましたが、収入の合計額が701万8,390円、歳出の合計額が442万7,571円となりますので、歳入歳出差引残額が259万819円となっております。

以上が令和6年の決算内容となりますが、歳入となる筑紫野市奨学資金の償還状況と令和6年度の奨学資金貸与状況につきまして、別添で提出しています令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定に伴う資料というので御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず、1 ページ目をお開きください。

令和6年度の筑紫野市奨学金の収納状況でございます。現年度分の収納率は69.83%、滞納繰越分の徴収率が8.72%で、合計は29.54%となっております。ちなみに前年につきましては、現年分が68.2%、滞納繰越分が11.06%、合計が29.65%となっておりますので、収納率は微減となっております。

続きまして、右のページが奨学金調定収納状況でございます。

左側、ちょっと小さいんですが、奨学金の貸付総額、令和5年度までの償還済額、令和6年度当初の債権額、その横が令和6年度に返還しなければならなかった奨学金の額で、過去の滞納分と現年度分を分けて記載しております。その横が、令和6年度に実際に償還された額を過去の滞納分と現年度分に分けて記載しております。最後に令和6年度末の債権額となりまして、令和6年度以降に償還する必要がある金額となっております。

過年度分、現年度分それぞれございますが、この償還金が新たな奨学金貸与の原資となることから、収入の催告につきましては、市内、市外の方にかかわらず、電話催告や通知を送るなどして滞納者の状況を把握してございまして、生活状況が厳しい方も結構おられますので、そういう方につきましては納付金額の猶予などの相談に応じているところでございます。

次のページをお開きください。

令和6年度中に奨学金の貸付けを受けている金額の内容についての資料を添付しております。歳出に係る部分の資料となります。前年度からの継続の貸付けとしましては、高校生6人、大学生2人の8名に貸与しております。令和6年度においては、新たに高校生3人、大学生2人に奨学金貸与を開始しました。そのうち入学支度金につきましては、4名に貸与しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

白石委員。

○委員（白石卓也君） すみません、令和6年度奨学金貸付け一覧ですが、8名の方が新たにということですかね。ああ、5名か。いわゆる希望者が漏れるみたいなことがあるのでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらにつきましては、収入の一定額の基準がございますので、その基準額を超える方につきましてはこの分の貸付事業は利用できないということになりますが、その基準額に収まる方につきましては全て、うちのほうの貸付事業からお貸ししている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（白石卓也君） すみません、今説明していただいた中で、いわゆる不納欠損みたいなものが数字が出ていますかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今のところ、不納欠損という額は出ていない状況でございます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（白石卓也君） もう、そういう不納欠損みたいなものはやらないというか、対象にしないという考え方でいいんですか。一番古いのってどれぐらい古いんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、結構昔から滞納というところで、きちっと定額では納めていらっしゃらない方はおられますが、少しずつでも返していただいている方もおられる状況でございます。先ほども申しましたとおり、この償還金が新たな奨学金貸与の原資となるというところで、なるべく返していただきたいというところもございますが、うちのほうとしましては債権管理条例も制定されましたことから、今後につきましては収納課とも連携しながら、ここら辺は整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） そしたら、今後は不納欠損も考えていかないといけない状況にあるよということの答えでいいんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それも含めまして、収納課と相談しながら進めていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、本当に子供たちは、この奨学金制度も全国ね、ここ筑紫野に限らずいろんな奨学金があるんですが、もう分割されているんですが、筑紫野市は今見よったら、徴収関係で物すごく悪いですね。これはどこも全国的にこういう率ですか。育英資金とか何とか、いろんなのがあるでしょう。まさかこんな数字じゃないと思いますけどね、そういう差の分はどう考えてあるのか、どのような捉え方をされているのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 申し訳ございません、ほかの奨学金の滞納状況というところはまだ把握していない状況ではございますが、そこら辺の状況も確認しながらですね、収納率というのも年々低下しているところがございますので。ただ、借りられている方の状況というのが、経済状況が厳しい方ということも結構おられますので、その状況に応じて返済していただいているという状況もございますので、不納欠損というところも含めまして、債権管理条例のほうとも確認しながら進めていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。上村委員。

○委員（上村和男君） よく議論されているもので、実情として、大学を卒業したら何百万か借金といますか、返済を抱えて大変ですと。就職氷河期にそこにあった人たちは払うこともできなくて、大変な暮らしになっていますという話がよく出てきます。それから、教育の無償化のような議論はされているんですけど、そういうさっき言ったような実情を改善できるような施策がどんなふうになっているのか、あるいはこれからどういうふうにいこうとしているのか、国の動向もあるでしょうし、市町村だけでは十分でないかもしれませんので、そのところの見通しとか、何か分かるようなことがあれば、今後、無償化に結びついて、こういうのがこうなっていくかもしれませんという議論があっているんですかね、ないんですかね。それだけはちょっと教えてくれませんかね。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 特に国や県から、そういう内容については下りてきておりませんが、国・県の奨学金につきましても、そういう返済が厳しい方というのにつきましても、返済の猶予とか、そういうところをしているところもございますし、市の奨学金につきましても条例で、返済が厳しい方につきましても猶予とかをしておりますので、返済が厳しい方というのはそこら辺で救っていききたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） この最後の3ページのところでちょっとお伺いしたいんですけど、例えばこの12番、13番の方、大学の新規の方というのは、高校のときに奨学金をもらっていたかどうかというのは別で、大学に入るときは、高校でもらっていたようがもらっていないが、また新規という形になるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） はい、その場合は新規という形になります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ということはですよ、今のまさに高校無償化の話とかも絡んでくると思うんですけど、ちなみに、すみません、先に。このナンバー1・2の方が大学で継続となっておりますけど、例えばこの方が高校から奨学金をもらったかどうかとかという、そういうデータとかは市にあるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） もちろん全て管理しておりますので、高校からもらっているか大学からかというのは、うちのほうで把握しているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 一つ前のページのこの83名の方々、今の債権額というのが、この方々の、滞納している方のうちどのぐらいの方が高校のときの奨学金で、どのぐらいの方が大学のみなのかとかというのも、リストとしてありますか。要は、高校のときの滞納が

どれぐらいあるかというのが、無償化になるとそこが消えたりしていったら、多分、今後の見通しとかが出てくると思うんですけど、このリストを高校と大学に分けてみたいなのは作成されているかどうかというのを教えてほしいです。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 一応うちのほうで把握しているのが、高校から借りられている方が7割、大学から借りられている方が3割というところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第4号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第4号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第54号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、先ほどの令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計決算が確定したことを踏まえ、予算の補正を行うものでございます。説明は、令和7年度筑紫野市特別会計補正予算書の歳入補正予算事項別明細書で行いたいと思います。

13ページをお開きください。まず、歳入でございます。

令和6年度の歳入歳出差引残額が259万819円であったことから、3款1項1目の繰越金

を259万円増額し、259万1,000円とするものです。

これによりまして、2款1項1目の一般会計繰越金を191万7,000円全額減額しゼロ円、4款1項1目貸付金元利収入の3節立替金返還金の額の確定に伴いまして、40万円の減額としております。

次のページをお開きください。こちらが歳出になります。

歳入予算増額によりまして、1款1項1目奨学資金貸付事業費の貸付金を27万3,000円増額し、683万円としております。

こちらもすみません、ページを戻っていただきまして、10ページを御覧ください。

歳入歳出の合計の欄に記載のとおり、補正額は歳入歳出それぞれ27万3,000円増額しまして、補正後の歳入歳出予算の額はそれぞれ683万円とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第54号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第54号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管入替えのためしばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分  
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第51号、工事請負契約の締結の件を議題といたします。

所管課が入れ替わっておりますので、職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君）　続きまして、文化・スポーツ振興課より説明職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）　おはようございます。文化・スポーツ振興課の安樂です。よろしくお願いたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君）　文化振興・図書館担当係長の前田です。よろしくお願いたします。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君）　スポーツ企画担当係長、森田でございます。よろしくお願いたします。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君）　スポーツ施設担当係長でございます萩尾です。よろしくお願いたします。

○教育部長（濱崎博文君）　どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（坂口勝彦君）　お願いたします。

では、説明をお願いします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）　議案第51号、工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案書は51ページ、52ページ、補足内容説明書は31ページとなっております。

それでは、議案書51ページをお開きください。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものとなります。

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とするとなっておりますので、今回の工事契約が1億5,000万円を超えるため、議案として上げさせていただいております。

それでは、工事の概要です。工事名は文化会館舞台照明設備更新工事となっております。契約の方法は一般競争入札となっております。契約金額1億8,206万3,200円。契約の相手

方につきましては、住所、福岡市博多区光丘町2丁目3番8号、氏名、アユミ電業株式会社、代表者、代表取締役、今村貴士となっております。

次のページ、52ページを御覧ください。工事概要書となっております。

工事概要につきましては、舞台調光設備更新、舞台照明設備更新、舞台照明設備配管配線工事となっております。工事の期間につきましては、議会の議決を通知した翌日から令和8年8月31日までとなっております。なお入札参加者は、記載のとおり全10者となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） こういう舞台の照明の補修工事の関係ですが、今までもずっと補修してきましたね、いろんなどころ。この文化会館、今後も、また今年度あるかもしれん、来年度もまた補修があるかもしれん。いつまで補修でしていくんですか。それとも、文化会館をどうするようになっているのかなと思ってね、今思います。今後、これも四十何年かたっているでしょう、年数的に。今後の文化会館をどうしていくのか、そういうものがないと、もしかするとね、来年、「方針を変えました」というようなことがね、今年も今議会の中でいろんな別のことで方針の変換、方針がありましたけど、これもまたそういうふうになるのかもしれませんが、どうか分からんけど、今後、文化会館の分を、補修、補修、補修ですっていつまでしていくんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 文化会館につきましては、公共建築物の長寿命化計画に基づきまして、現在の文化会館に関しましては、大規模改修等を行いながら長く使用していくことが基本的な方針であります。一般的に鉄筋コンクリートにつきましては、補修を加えながら100年、一般的には100年もつということが言われていますので、基本的には長く使っていくという方針でということになっております。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） まあ、100年使って、もう大抵みんな死んどろうけど、100年という話の分で、実質的にこっちのほうじゃ「100年」と言う、こっちのほうじゃ「もう駄目

ですよ」という話の部分。もう少し何かこう、統一されていないという、考え方がね。だから文化会館を、今度の人口10万人ね、それがどのようになるのか、もうずっと将来で下がりましょうが、今の文化会館の収容人数を考えた上で、もうちょっと小さいのがいいのか大きいのがいいのかも含めてな、もう少し考える、文化会館の収容人員まで考えた上で考え方というものが、そこの中に入っているんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 現時点では今の収容人数というところで、長く使い続けるというところが原則な、基本的な方針というところで考えております。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（高原良視君） 最後の質問にします。じゃあ、今から補修していくと、いろんなところの補修がありますね。エレベーターもあるし、外から階段とか上がってきて、全体的な大規模改造まで含めていろいろあると思いますが、大体どのくらいぐらいかかりますかね。次まで見込んであると思いますが。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今の件は改修費用というところでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。改修費用に関しては今のところ、物価等の高騰もありまして、現時点ではお示しすることができないこととなっております。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 文化会館は鉄筋コンクリートだから100年使うという話がありましたが、本当ですかと。本当にここで「100年使います」と言った限りは、本当に議会でそういう表明したんだから、100年使う計画を示してもらわないといけないんですよ。本当かなと思うのが普通でしょう。鉄筋コンクリートになってあんた、あれはバリアフリー化では問題になっている建物ですからね。それも何も、そういうことも全部やりながら100年間やるんですか。どういう計画になっているかちゅうのをね、あるいはどういう議論をしていますというぐらいは言わないと。それに、この照明の更新は何年間もつという予定でやっているんですか。お願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 先ほど100年と言いましたのが、一般的な鉄筋コンクリートの構造というところで話をさせていただきました。なので、今から大規模

改修を行う際に、どれぐらいもつかというのを計算しながらやっていくという形になっております。

それから、バリアフリーの話が出てきましたので、そこについて少しお話をさせていただきたいと思っております。バリアフリーにつきましては昨年度、ホール棟内、それからホール棟と研修棟の2階へ上がる手すりの設置、それから多目的トイレのオストメイト設置というところで進めさせていただきました。障害のある方などが、今後なんですけども、安全に2階に行けるようなエレベーターの設置につきましては、構造上の問題から、大規模改修に合わせて検討するということにはしておりましたが、喫緊の課題と考えておりますので、様々な課題があるとは思いますが、大規模改修を待たずに設置できるかどうかということも含めて、検討を行っているというところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 続けて、じゃあ、上村委員。マイクをお願いします。

○委員（上村和男君） さっき聞いた、この照明設備を作ると、これは何年間もつということが計算されていますか。まさか、あと50年もちますという、50年たっていますから、100年から言うるとあと50年もつというふうには思わないでしょう。何年もつということになっているんですか。それ、さっき聞いたので、お話がなかったので、もう一回聞いているんです。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 休憩をお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 耐用年数に関してなんですけど、照明設備になりますので、そこに関しては明確なところはないとは思いますが、今回、文化会館が出来上がって40年がたって、今初めて大規模な改修をしますのです、一定そこは基準になるのではないかと考えているところです。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） その調光に関してなんですけど、消耗品としてというよりは、抜本的に照明設備を見直すということかなと今の御説明で思ったんですけど、これは例えば利用者の立場からしたときに、今までできなかった調光ができるとか、何かど派手な照明の演出ができるとか、何かその辺りも変わるんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今回、全体的にLEDと、基本的にLEDというところになっています。一部、舞台上の演出上、白熱電球ですかね、こちらを残すというところにもなっていますけども、基本的にLEDというのが色の、色彩を鮮やかにといいますか、多彩な色表現ができて、それを一定程度光を広げることがありますので、そういったところでは変わってくるのではなかろうかと思っていますところですよ。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ということは、電気代も安くなっていくという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） はい。LEDになれば通常の電球に比べたら安くなってきますので、その認識であると捉えております。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 舞台照明の場合は、とても細かいいろいろなことがあるじゃないですか。どれくらいもつのか、どういうことが新しくこの施設になってできるようになるとか、そういう議論はあなたたちのところではしているんでしょうね。今みたいな話じゃないですよ。今まで舞台照明がこの照明だったのでできなかったことが、この新しく入れることでこういうことができるようになりますというね。あそこで舞台照明を勉強している、あるいは携わっている人たちに聞いていただくと分かると思いますが、できることとできないことがあるわけですね、今。だから更新してこういうふうにしたいとかいうのが入っているのか入っていないのか。

それから、大体これは何年もつというようなことは、業者には話をしているんですか、していないんですか。1年したらもう駄目になったり、あるいは照明自身が陳腐化することがあるんですね、お分かりだと思いますけど。そのときはどうするのかちゅうことが

あるので聞いているんですよ。何年もつのかと、この照明は、どういう具体に対応できるのかちゅう。高校生ぐらいのブラスバンドが演奏する舞台照明ぐらいとは違うんですよ。

「あそこで文化会館で、東京の劇団が来て演劇をやります。その照明に使えるようなものに変更しようとしています」というふうに分かりやすく言っていただければ、そう言っていただくとかね。どういう内容になっているのかというね。そうすると、あと何年もつかでね。はい、お願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず設備の更新につきましては、現在指定管理をお願いしています文化振興財団と打合せをしまして、よりよいものにといいところで打合せをして、今回の内容になっているというところでもあります。先ほどの繰り返しになりますけども、今回LEDが入ってきますので、そこでいきますと鮮やかな演出であったり、いろんな演出だったり、多彩な表現ができるということになりますので、そこは大きく変わってくるところがありますので、舞台演劇にも適した照明になっている認識でございます。

それから耐用年数の話なんですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、具体的に何年ということは言えませんので、一定基準ですね、文化会館は40年たって今回大規模改修に入っていますので、それが一定の期間であるという認識でございます。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（上村和男君） 物を買うときさ、耐用年数が何年とかいうのも分からんまま買物しよつとね、あんたたちは。言っとくけど、「これは大体何年ぐらいもちます」と、「今までの性能からするとこういう性能が付加されている照明施設になっています」とか、あなたじゃ説明できないんだったら、文化会館の照明を担当している人をここに呼んできて聞かないけんよ。あなたが少なくともここに提案するなら、そのぐらいのことはぱぱっと少し聞いてから言わな。「こういうことがよくなります」というふうに言ってくださいよ。更新するだけなら、これまでとちょっと変わらんなら、何ですのかなかちゅうね。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず耐用年数の件に関してなんですけども、基本的に数年で取り替えるということは想定していないというところなんです。また、使用頻度にも関わってきますので、そこら辺に関しては答えることはできないんですけども、先ほども話していますけども、40年が一つの区切りであろうと。今回40年経過して大規模改修をしたということがありますので、できるだけ長く使い続けるようにしていきたいと考えているところでございます。

それから、先ほどありました、どういったふうになるかというところで、先ほど色合いの話をしていただきました。今回デジタル化ということになりますので、そこに関しては調整の部分というところで、操作の方がしやすいような形になっていくんじゃないかなるか認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 40年もつだろうみたいな話はね、絵空事です、あなた。舞台照明が40年変わらんとおもうてるの。舞台照明の技術はどんどん進みよるよ。いろんな舞台をつくっていくとき、照明は一つの重要な柱ですから。だとするとね、それが40年変わりませんという話は、うんと言うわけにいかんばい。舞台照明を更新していくんですと。40年変わらんままの舞台照明ちゅったらね、もう40年たったときは、「この照明は何ですか」と言われるばい。いろんな照明を見たことあるでしょう、あなたもね。そうすると通用しなくなると思いますかね、そういうふうにおもうので、40年やりますというのは、それは何を言ってるんですかちゅうね、私はそう思いますが。どういうことなんですか、これはちゅうね。教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 上村議員おっしゃったとおり、日々技術のほうは進歩しているとおもっております。ただ、今回LEDにするというところでありまして、そこら辺、技術が変わっても電球ですね、これはもちろんもつわけありません、40年もというところですね。その分で新たな技術の電球を変えることによって変えることはできると認識しているところでございます。

先ほど40年と言いましたけど、これはあくまで仮定の話でありまして、前回の大規模改修から40年たっているというところでありましたので、使用頻度でそこら辺も変わってくると思いますけども、なるべくその器具自体も含めて、長く使っていきたいというのが考えであります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） まず基本的なところで、この文化会館で何をしようとしているのか。例えば講演だとか演奏会だとかお芝居だとか、用途によって全然違うんですね。文化会館が今本当に使いやすい、使い勝手がいいかということ、私はそう思っていないんですけども、まず、その部分をどう解消していくのかということと、それと今、この調光に関しては電子化と言われた、コンピューター制御だと思うんですけども、そうするとオペレーターも当然必要になってきます。そういう配置も考えておられるのかということ。

それから、何よりも大事なのは、いろんな大きな催物とかを呼び込むということもあるかもしれませんけれども、やっぱり市民がどれだけ使い勝手がいいのかというホールが求められているというふうに思うんです。これがこの文化会館で網羅できるのかということ、ちょっとハードルが高いのかなというふうに思うんですよね。そのときに例えばキャパが200人とか150人とかという、市民が使いやすい空間も必要じゃないかというふうに思うんですけども、その辺り、総合的にどういうふうに考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず文化会館についてなんですけども、筑紫野市の文化の拠点になっているところでありまして、様々そこでイベント事ですね、そこに関してはコンサートであったり、また演劇であったり、それから研修の場であったりと、様々なことがそこで行われていると認識をしているところでございます。

それから200人程度という話がありましたけども、本市にはさんあいホール、生涯学習センターもありますので、そこの兼ね合いもあって、人数に応じてそこら辺は市民の方が選んで利用できているのではないかと考えているというところでございます。

それからあとオペレーターの話ですね、こちらに関しては専属のオペレーターさんが今でもいますので、引き続き対応していくと認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） さんあいホールもあるんですけども、そこが使い勝手がいいかどうかというのはまた別なんですよね。だから、「ここに空間があるから、そこに物があるから、そこを使ってください」で、使いにくかったら使わないんですよ。今、市民の人たちがいっぱいお芝居をやったりとか音楽をやったりとかいらっしゃるんですけども、どのくらい使っておられるかと。多分、私——例えば市が主催して何かやるとかというのは別ですよ。自分たちの自主公演で、どのぐらいの人がね、文化会館にしてもさんあいホールにしても活用しておられるか。私の認識で言うとあんまり記憶にないんですけども、その辺りどうですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、今のはバリアフリーも含めてという話になりますかね。（「いえ」と呼ぶ者あり）ではなくてですか。

○委員（古賀新悟君） ステージの使い勝手です。今のこのステージの問題なので。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず文化会館の舞台に関しては、稼働率としまして40%程度とありますので、それが365日ということを考えると、ある程度使っているのかなというふうに思っています。そのほか2階に研修室がありますので、そこに関しても結構、人が入るようなところになっていますけども、正確な数字はちょっと覚えていないんですけども、そこでも結構使用頻度が上がっていますので、そこに関しては有効に使われているのではないかという認識でございます。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 40年間、文化会館ができてからたっている。40年間1回も、この

照明施設の照明の補修とかいうようなことはなかったんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

係長。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） これまでに舞台照明に関しては、2007年にサスペンションライトとポータブルケーブルの変更、デジタル調光操作卓の変更を行っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 今年度の予算で、公共施設の管理に関する方針を再構築ということで予算が計上されていたと思うんですけども、いつ頃、計画が出来上がるのかというのと、管財課と打合せだったりとか相談だったりとかされているのか、お伺いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、先ほどの話なんですけど、管財課の計画になりますかね。

○副委員長（春口 茜君） に基づいて文化会館をとおっしゃっていたので、打合せだっ

たりされているのかなというのを、ちょっとお聞きしたくて。（「長寿命化計画に基づいて」と呼ぶ者あり）どちらの上演計画ですか。（「長寿命化計画です」と呼ぶ者あり）公共施設管理計画は全く関係ないんですか。（「また別の計画になります」と呼ぶ者あり）全く関係ない。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 長寿命計画がありますよね。その中にももちろん文化会館も入っていますし、もう一個の計画ですかね、こっちのほうも長寿命化計画とは別にまたできているものだと認識しているんですけど。

○副委員長（春口 茜君） そうしたら、この計画は文化会館とは全く関係ないですかね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 全く関係ないわけではないですね。（「何の計画に基づいてやりよるとね」と呼ぶ者あり）

○副委員長（春口 茜君） ああ、長寿命化計画で……。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 長寿命化計画。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 管財課の計画についてなんですけども、今回の工事につきましては設備の一部になりますので、その計画とは関連がないものというところで認識をしているところでございます。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 最後に聞きますが、これは何年もつというふうについているんですか、保証は。ついていないならついていないと言ってください。これだけのお金をかけて、半年もちませんでした、1か月もちませんでしたという話なのか、保証が何年ついてるとかいう、そういう話は、契約の話ですからね、私たちはその話を議会として受けているところですから、何年もつという保証はついていきますとかいう話は、ちゃんとしておいてください。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 保証期間に関しましては、調べまして後ほど御報告させていただきたいと思います。

○委員（上村和男君） 契約の話をここで出しておいて、「保証期間は後で調べてお知らせします」という、そういう提案がどこにあるか。違いますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、今お答えできる材料がありませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

以上になります。

○委員（上村和男君） じゃあ、結論は先延ばしにしてください。でないと、保証が決まっていないものに賛成も反対もできない。

○委員長（坂口勝彦君） そうですね、ここではですね。

○委員（上村和男君） 普通は当たり前のことですよ、そのぐらい報告するのが。何で決まっていないんですか、それが。そげん思わん。

○委員長（坂口勝彦君） そしたら、資料を出してもらえということですかね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） はい。口頭でできるのであれば口頭でさせていただきたいと思いますし、資料が必要であれば資料をもって説明させていただきたいと思っています。また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（上村和男君） 契約書に入っていないんですか、それは。保証というのは何年間保証ですというのは。要するに、そういう大規模改修と違って、部品の、照明設備の更新ですから、そういうものだという説明があったんですね。それはどれぐらい保証がついているのかは、普通あるやろ。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩しますか。

○委員（上村和男君） もう、ずっと休憩しよう。（「追加で聞いてもいいですか、関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、休憩するまで、はい。

○委員（赤司祥一君） ちょっと2点あってですね、一つ目が一般競争入札の内容について伺いたいんですけど、こちら側から、今この工事概要で三つ、調光設備と照明設備の更新と設備配管工事ってありますけど、こっちから「こういう内容のものをしたいので、幾らでできますか」とこの10者に言った上で、一番最安値のところのアユミ電業さんだったのか、それとも、さっきちょっと古賀さんからもあったように、何かいわゆるコンサル的な形で、「こういう照明を加えますよ」みたいな提案から含めて、提案してもらった上で、金額だけじゃなくて、「ああ、こういうのを追加されたらいいね」みたいな内容全体でジャッジして、このアユミ電業さんを選んだのか。つまり、後者の場合は最安値じゃないとかであれば、それも教えていただきたいと。これが一つ目。

二つ目はちょっと簡単なんですけど、アユミ電業さんが筑紫野市内での実績があるかどうか、二つ目を教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時02分

再開 午後0時03分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず、今回の入札に関しては一般競争入札となっています。経過をお話ししますと、令和7年の3月24日に市のホームページで公開をしまして、10者がそれに対して申込みがあって、そこで入札をかけて、今回契約という形になっています。今回の提案に関しては、プロポーザルという方式ではありません。うちのほうが設計をかけて、仕様書をかけて、それで募集を行ったというところが1点。

それから、アユミ電業さんの本市での実績に関しては、現在ちょっと資料がないというところになっています。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか、それで。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（坂口勝彦君） では、先ほど上村委員が言われてあった保証の部分というところが出されなければ、ここでできないというところで、すぐ出せるようでしたら。出せないですもんね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） ちょっと確認して、はい。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、一回休憩……。〔今日のうちにどこかですればいいやない〕と呼ぶ者あり〕

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） はい、今すぐ調べたいと思いますので。もし、次の報告がありますので、それに間に合えばその中で報告させていただきたいと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、しばらく休憩します。12時になっちゃいましたので。〔今日のうちにしとかんと、また開かないかんごとなるよ〕と呼ぶ者あり〕だから休憩して、昼からいいですね、そのままですね。じゃあ、1時からでいいですか。

じゃあ、13時まで休憩します。

---

休憩 午後0時04分

再開 午後0時57分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、保証期間というところで契約書の確認をさせていただきました。まず、業者に不備があった場合の瑕疵担保、こちらが2年となっています。それ以外の調光操作卓、調光盤とかいろいろな設備の設置になりますけども、そちらの保証期間に関してはおおむね1年というふうになっております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第51号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第51号、工事請負契約の締結の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

引き続き、所管事務報告に入ります。出席議員は変わりませんね。

それでは、執行部から報告を願います。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 続きまして、第3回スポーツ推進審議会における筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について、報告させていただきます。

こちらは8月20日に第3回スポーツ推進審議会を開催しております。筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について審議しておりますので、その報告をさせていただきたいと考えております。

今回の審議会では、主に前回の第2回審議会で集中的に議論させていただきました、第5章、総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針について審議しておりますので、その報告と審議会委員の主な意見について報告させていただきます。

それでは、Side Booksの19ページを御覧ください。

第5章、総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針についてです。

こちらについては、今後、仮に総合体育館を建設するとなった場合、大事なコンセプトとなってきます。このコンセプトは今後の総合体育館に大きく反映されることから、この内容については、先ほども申しましたが、前回の第2回審議会で集中的に議論してまいりまして、審議会委員の意見を踏まえまして作成したものとなります。

前段で「日本一」というフレーズを入れさせていただき、基本方針を四つの形でまとめさせていただきました。内容が大きく変更となっておりますので、読み上げさせていただきたいと考えております。

第5章、総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針。

「使いやすいスポーツ施設日本一」を目指します。

筑紫野市スポーツ推進計画の基本理念である「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」のため、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、それぞれの年齢や体力に応じて、多くの市民がスポーツに親しみ、集えるよう、また、季節や天候に左右されず気軽に利用できるなど、「使いやすいスポーツ施設日本一」を目指し、下記のとおり基本方針を定めます。

基本方針1、スポーツに親しむ拠点づくり。スポーツに親しむという観点でまとめております。

1、スポーツを「する」「みる」「ささえる」拠点として、市民の日頃の利用から各種大会、イベントの開催など、多目的な利用に対応できるように、専門的なスポーツができる総合体育館と併せて多目的グラウンドなどの付帯スポーツ施設の整備を目指します。

2、生涯スポーツを推進するため、誰もが気軽にスポーツができるように、日常の練習等で使い勝手がよく、また各種大会に対応できるアリーナやスタッフルームを確保するなど、総合体育館にふさわしい設備、機能を備えた施設を目指します。

3、スポーツ指導者やボランティア育成のため各種研修会が行えるよう、アリーナや研修室として活用できる会議室等の施設の充実を目指します。

4、メインアリーナ、サブアリーナに観客席を設置し、保護者が子供を、子供が親や祖父母を応援できるなど、家族でスポーツに親しめる施設を目指します。

5、季節や天候に左右されることなく安全にスポーツができるように、総合体育館に空調設備を整備し、屋外においても、可能な限り雨や暑熱でも利用できる施設の整備を目指します。

6、誰もが分かりやすく安全で快適に使えるために、幅広い動線の確保や数多くのトイレの設置といった附属整備の充実をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を目指します。

7、障害者、高齢者、子供等が参加できるように既存のルール等を修正、工夫したアダプトスポーツを体験、実施できるように、施設や器具の整備を目指します。

次、20ページを御覧ください。

基本方針2、市民が親しみ、集う場所づくりということで、市民が集う場所というところでまとめております。

1、コミュニティー形成の場の一つとして、スポーツに限らず、イベントや式典等を開催することで、市民の交流の場となることを目指します。

2、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、誰でも活用しやすいインクルーシブの考

えを取り入れた施設を目指します。

3、スポーツをする人だけでなく、多くの市民が利用できるように、ウォーキング・ランニングコース、自由に使える広場、休憩できるベンチの整備を行うなど、くつろげる空間にあふれた憩いの場所となるような施設を目指します。

4、子供だけでも安全に遊べるキッズスペースや、全身で遊べる遊具広場等の整備を行うなど、子どもの居場所となるような施設を目指します。

5、公共交通機関や道路アクセスなど、交通の利便性がよく、多くの市民が利用しやすい施設を目指します。

基本方針3、スケールを生かした防災拠点づくり。

1、安全で安心なまちづくりの推進のため、避難所や防災資材の備蓄だけでなく、支援物資の集積、災害ボランティアや公的応援組織の拠点など、災害活動での状況に応じた拠点となる施設を目指します。

2、防災資材などの搬入をスムーズに行うため、配送車の車路の確保や、搬入口、容量、機能が充実したバックヤードの整備を目指します。

基本方針4、環境に配慮した施設づくり。

1、エネルギー消費削減のため、太陽光発電設備の導入によるエネルギー創出や、LED照明、高効率空調設備、ビルディング・エネルギー管理システム等を検討し、脱炭素に配慮した施設の整備を目指します。

2、自然換気や自然光を取り入れるなど、エネルギー消費を抑えながら快適性を目指し、また、外気の影響を受けにくい構造にすることで、空調効率を高め、省エネと快適性の両立を目指します。

3、景観に配慮し、周辺の町並みと調和の取れた施設を目指します。

以上の内容で基本方針をまとめております。

次に、29ページを御覧ください。

中段の(2)今後の課題につきましては、前回資料では章立てしておりましたが、資料の構成上、第8章の事業計画、2、事業スケジュールと今後の課題についての中に包含する形で構成を変えております。そのほか、審議会委員さん等の意見を踏まえ、文言等、軽微な修正を行っております。

以上が、スポーツ施設整備基本構想(案)について、前回から変更になった点となっております。

次に、30ページを御覧ください。次のページになります。今回の審議会での審議会委員の意見についてまとめていますので、報告させていただきます。

まず、使いやすいスポーツ施設日本一についてというところで、理念としては大き過ぎるのではないかと、もう少し現実的なフレーズにしたほうがよいのではないかとということが、委員さんから意見がっております。こちらに対しては、前回の審議会でもいただいたキーワードとなっています。また、第7次筑紫野市総合計画に「住みたいまち日本一」と記載があり、筑紫野市では「日本一」がキャッチーなフレーズになっているため記載しているというところで回答しております。また、ほかの委員より、大きな目標として目指すのであればよいのではないかと意見が上がっております。

次に、基本方針で、どのような部分が日本一なのか分かりにくいのではとの意見が委員から上がっておりまして、そちらについては、場所、規模、建物の内容等が決まっていないうちで基本構想を作成するため、委員の皆様からいただいた「日本一」のキーワードを使うことで、市民に向けて使い勝手がよい、みんなが集まりやすい、みんなが来たくなるスポーツ施設を目指すことを伝えるために記載していますと。また、建設することになった場合に関しては、「使いやすいスポーツ施設日本一」をうたうことで、業者が意向に沿った提案をしてくれるのではないかとというところで、回答をしております。

次に、日本一だとアピールできる箇所についてというところで、規模や機能など、どこかを日本一にしたほうがよいのではないかと、委員から意見がっております。現時点では、具体的に使いやすさを追い求めるとややこしくなる。「使いやすい」という漠然としておいたほうがインパクトがあるのではないかと。また、使いやすさのアンケートでおのおのの数値が高まれば、結果的に「使いやすかった」となると思うということが、こちらは審議会の委員長から意見をいただいているところでございます。

次に、構想の中に、ソフト面で日本一とアピールできる箇所があってもよいのではとの意見が委員からあっております。こちらに関しては、今回の構想はハード面で作成しているため、ソフト面の施策はスポーツ推進計画に記載しており、ソフト施策を進めるために当たっての一つの手段が、新たなスポーツ施設の建設になると考えているという回答を行っております。

なお、今後のスポーツ施設整備基本構想の予定につきましては、改めて文章の確認を行いまして、必要等に応じて軽微な文言等を修正して、パブリックコメント、こちらを9月10日より10月9日まで30日間行いまして、10月末をめどに完成に向けて進んでまいりたい

というふうを考えているところです。

以上、報告させていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 御苦労さんです。一つお聞きしたいんですが、我々が今、委員会の中でいろんな意見を申し上げていますが、いろいろ聞きながらですね、その中で審議会の中に、議会のほうとしてこういうものですよという、どのような形で審議会の中に報告をされたのかお聞かせいただきたいと思います。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） ちょっと休憩よろしいですか。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時10分

再開 午後 1 時10分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、議会の皆さんから今まで2回ですね、今回3回目となります。その中で様々な意見をいただいております。ただ、そちらに関しては、あくまで審議会のほうで策定していますので、そちらについては意見があったというところはないところになります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） あまりにも議会を軽視しているよ。何でかちゃ、何のためにこうしてるの。委員会で何のためにここを審議してるの。審議会にも報告しない、審議会報告を受けた、じゃあ、ここで受けて審議した、その分も返さない。何のためにここしてるの。何のためここで議論してるの。ただ、あなたたちは議会に報告したというガス抜き、いろんな意見のためのあれ。我々は何のために議論してるの。

審議会に対しては、やっぱり審議会があっているからそれを受けて、「じゃあ、我々議会はこう思いますよ」とか、いろんな心配をね、してるやろ。特に財政面も含めて、いろ

んなしてるやろ。そういう面は、「あなたたちは勝手に言うときなさい、審議会は審議会  
でします。ルール上持ったスケジュールでします」という。議会軽視も甚だしいよ。何で  
そういうことがしないの。何か意図があるの。部長。

○委員長（坂口勝彦君） 部長。

○教育部長（濱崎博文君） 今まで審議会が終了後、その進捗状況について議会のほうに  
御説明をさせていただきまして、その都度、様々な意見はいただいております。当然この  
意見というのは委員会の中で、このようなふうに議会のほうに報告して意見が出ていると  
いうことは当然話はしておりますけども、この委員会を経て、この審議会の報告書の内容  
が修正をかける必要があるという部分が出てきておりませんので、当然そのようなところ  
では、審議会のほうで議会を踏まえてというところは出てきていないところでございます。  
きちんと議論がされていること、特に予算とか事業手法について厳しい意見をいろいろ  
いただいているということは、審議会の委員のほうも認識はしておるところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私が言ったのはね、課長が「報告していません」というふうな言  
い方をされましたよね。だから言っているんです。だから、どのような形で審議会に正式  
議題の中の一つとして、議会への報告という形を取られてからされたのか、どのような要  
件で説明されたのか、それを私は聞きたかったのよ。後から終わっての立ち話じゃ、そう  
いうことでもないしね。

やっぱりね、議会は時間を割いて、その中で、この体育館の問題についてはいろんな意  
見がある。だからそういう意見も併せて、だから審議会の中でも、やっぱり議会とすれば、  
そういうものもしながら、加味しながらね、いろんな審議会さんの委員ね、専門の大学の  
先生が3人おられましたかね、それとあと地元の方もいろいろおられますが、そういうも  
のはせんと、何のために私たちはしてるのと思いますよ、誰だっちゃん思うよ。何でって、  
議会ちゃ何ねって。執行権は我々執行部にあるて言うちゃろ、執行権を使うのは、使える  
ようになるまでは、議会の部分がないと執行権は使えないよ、提案までしか。やっぱりね、  
議会のほうも大切にさせていただかんといけないと私は思いますよ。

まあ、ほかの議員さんもどのような思いでされているのか分かりませんが、いろいろ  
意見も言っていただきたいというふうに思います。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 似たようなところだけど、私は驚いたんですよ。この議会で報告があって、いろいろ質疑をしたり意見を述べたりしたことが、審議会には一切報告していませんというお話が課長からあったんですよ。驚きました。議会軽視とか何とかいう前に、少なくとも「審議会で議論をいただいたようなことは、こういうまとめとして、文書として報告しました。それについて議会のほうで、委員会のほうでこういう御意見がありました」というふうなのは、普通は返すやろ。それを平気であなたが言っちゃうというところがね、驚いたんですよ。普通はあり得ないですよ。議会で報告して質疑を受け、意見を受けたものをね、「どげんしたとや」ちゅったら、議論すべきところに報告もしないまま、あなたの胸のうちに収めとったちゅうの、それは。どういうことかね、これだけは釈明してもらわないと、ここで何を議論したって一緒やないかということになるけんね。自分が間違うとったというなら、「間違うとりました」とちゃんとと言わないと。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、伝え方が悪かったと思います。不適切な言葉があったと思っております。先ほど部長がおっしゃいましたとおり、内容に関しては審議会にもお伝えをしております。ただ、その部分で修正すべき点がなかったというところで、進めているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（上村和男君） 審議会の議事録を提出してくれませんか。何をやられているか信用できないんですよ。私たちが議論したって、そのことは何ひとつ構っていないという話になっているので、審議会で議事録をここに提出してください。取扱いは委員長、副委員長でお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） これは議事録というのはすぐ出せるんですか。

○委員（上村和男君） それを見れば、報告してる、報告してないというのも分かりますから。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、今、3回目の議事録に関しては策定中でございますので、少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか、上村委員、それで。

○委員（上村和男君） 今問題になっているのは、あなたが報告をして、「この間、議論

をいただいたり質疑をいただいたことについては報告していません」と、「ここへ報告する中身については、訂正する必要がなかったので触れていません」と言ったんですよ。そんなわけはなかろうなと思いつながら聞いていたんですが、報告していなければ載りようはないわね。報告したと部長が言っているから、じゃあ、その議事録を持ってこんね。

○委員長（坂口勝彦君） 部長。

○教育部長（濱崎博文君） 上村委員がおっしゃるように、明確に前回の議会でこういうような時間を設けているわけではありません。ただ、そのような中でメインとなっている議題の中で一番多くが、やっぱり場所のことであるとか規模のこと、それと事業費、それと事業手法について、これについては当然、議会のほうから様々な意見をいただいております。

ただし今回ののは、何度も申し上げますけど基本構想でありますから、その事業価格であるとかそういったのが適正かどうかというのが、そのような意見を踏まえて委員さんのほうで検討する場ではございませんので、そういったところでは、議会の皆様からいただいた意見というのによって、この構想というのが内容が変わってきたというものではございません。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 部長、あのね、基本構想だからね、あなたたちが言った財政の問題とかいろんな問題が、それに関わることじゃないという言い方、それはまさしくおかしいよ。大きな基本構想がないと、次に基本計画、実施計画って進められんめえもん、基本構想が。だから、そこの基本構想自身がいろんなものを反映しながら決めていくことであって、そういうものを大切にせんと次が出てこないよ。だから何もないうて、基本構想やけて、もう大きなものを造ればいいというね。そしたらあんた、どこかの学校の先生にぼんと出してから、「筑紫野市はこうしてね、こんなので出してください」というのといっちょん変わらんよ。だけん審議委員さんに、地元のコミュニティーの代表とか学校の代表とかそういう方がおられるでしょう。そういう方にも筑紫野市の、よく知ってあるし。

だからそういう部分の中で、一つの議会も議員も、それぞれの議員も、各それぞれの地元でいろんな話を聞きながら、意見もまた併せて出しているんだから、やっぱり基本構想というとは一番のしょっぱなよ。一番大事なことよ。それがないと、あなたたちが言う次に進められんというやつたい。だから一番大事なことよ。だからそれに影響ないから、議

員が言っていることはそれに基本構想に影響がないから、しませんでしたって。そんな議会はね、議会軽視って私、言葉を使いましたけど、それはないと思いますよ。そんなことってあり得ない。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっと休憩します。

---

休憩 午後 1 時22分

再開 午後 1 時38分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

じゃあ、議事録の件で、課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 3回目の議事録に関しては今策定中ですので、そちらに関してはまた後日となりますけども、1回目、2回目の議事録に関してはホームページのほうで公開をしているというところになりますので、そちらを確認していただければと。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 全部の議事録が欲しいわけじゃないと。その部分、議会での言った部分のやり取りの分が欲しいって言いよるだけよ。でしょう。全部の議事録は要らない。いろんな議事録をされている、出来上がりの分のじゃなくして、議会の分がどのように、審議会に報告されたというふうに言われていますから、どのような形でそれをされているか、その部分だけでいいとよ。その部分だけで。（「今、休憩中ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂口勝彦君） いや、休憩じゃないです。（「始まったばかりです」と呼ぶ者あり）はい、始まったばかり。休憩に落としたほうがいいですか。

じゃあ、休憩します。

---

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 2 時06分

---

○委員長（坂口勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

部長。

○教育部長（濱崎博文君） まず、先ほどの議論の中で、本委員会において出された様々

な意見について、審議会のほうにどのように下ろしているのかというような部分につきましては、先ほど課長のほうが申し上げましたとおり、明確に「前回こういう意見が出ましたよ」という場を設けて報告というのは、できていなかったところでございます。そういった中で、ただ、皆様方からいただいた意見というのは、次回の素案を事務局で作成して審議会に提案する際には、取り入れるべきものは取り入れて、そういった中で審議会のほうに出しているというところで、議会からの意見で修正をしたというような明確な説明がないままに、審議会のほうに曖昧なままかけていた、この部分については大いに反省する必要があると思っております。

そういった中で、今後パブリックコメントを経てというところでずっと進んでいくのかというところでございますけど、当然、パブリックコメントで出た意見というのを反映するか否かを議論する必要があるかと思えます。そういった中でいま一度、本委員会において、パブコメの後、また説明する機会をいただけたらと思います。その中で次の審議会をするときには、後ればせながら、「議会から出た意見というのはこういうのであるよ」というのをしっかりと時間を取って、まずは説明をして、その上でパブリックコメントの部分を含めて、構想を策定に向けて取り組んでいかせていただければと、このように考えております。議会のほうの意見の明確な反映という部分については、非常に反省するべき点がございます。しっかりその辺りは改善をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですね。高原委員。

○委員（高原良視君） 私、休憩前から言っておりました。こういうことについて、やはりこの教育委員会の問題に限らず、全庁的な問題も含めて、体質的な問題も含めて、議長のほうから正式に筑紫野市のほうに抗議をしていただきたいというふうに思えます。

○委員長（坂口勝彦君） 今、高原委員が言われたことも議長のほうにも相談をして、取り組んでというか、協議をしていきたいというふうに思っております。それは私が議長と話をさせてもらうような形でもよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

じゃあ、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂田部長がお見えになっておりますので、御紹介をしていただきたいと思っておりますけれども、ちょっとすみません、所管事務報告、新型コロナワクチン定期接種の実施について。

はい、挨拶をお願いします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 健康福祉部、坂田でございます。よろしくお願いいたします。

所管事務報告、新型コロナワクチン定期接種の実施について、御説明のために健康推進課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康推進課、健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、執行部から報告願います。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 新型コロナワクチン定期接種の実施につきまして、実施内容の説明をさせていただきます。

お手元の資料、表紙の次のページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1番、定期接種の実施概要についてでございます。

対象者は65歳以上の方または60歳から64歳で基礎疾患のある方、実施期間は10月1日から来年3月31日まで、接種場所は市が指定する予防接種実施医療機関となります。この3項目につきましては、昨年度の実施内容から変更はございません。

次に、2番、接種委託料及び自己負担額についてでございます。

まず、筑紫地区統一単価と記載しております表を御覧いただきたいと思っております。接種委託料と自己負担額は、筑紫地区で統一の金額となっております。令和6年度の委託料は、接種1回当たり1万5,620円ございました。令和7年度の委託料は見込みで1万5,686円でございます。

接種委託料は医師会と調整中であるため、現時点では見込額ということで御了承いただきたいと思っております。こちらは定期接種に使用するワクチンが9月5日、先週金曜日の厚生

労働省審議会において決定をされ、明日、国の自治体向け説明会がございますので、その結果を踏まえ、医師会との調整を行い、近日中に委託料を決定する予定としております。見込額の内訳につきましては、ワクチン価格はメーカーへの聞き取り調査の結果、恐らく昨年度並みの1万2,100円であろうというところ、また、接種費用が66円上がって3,586円となっておりますのは、昨年の診療報酬の改定を反映させたものでございます。

自己負担額につきましては、昨年度3,200円であったところ、今年度は7,800円に改定をさせていただくこととなりました。増額の理由としましては、令和6年度は国の補助制度により接種1回当たり8,300円が交付されたため、自己負担額を低く設定することができましたが、令和7年度は国の補助制度がなくなったため、やむを得ず自己負担額を改定をさせていただくものです。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は自己負担額が免除となり、無料で接種いただけることとなっております。

次に、3番の周知方法についてでございます。

周知につきましては、広報及びホームページでのお知らせと、予防接種実施医療機関でのポスター掲示により実施をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

白石委員。

○委員（白石卓也君） すみません、あれば教えてほしいんですけど、今までコロナワクチン、僕も結構な回数やったんですけども、どこの機関でもいいんですが、ワクチンの効果みたいなものがデータがあるのかどうかということと、あともう一つ、いろいろ変異型が出てきて、今何か新しいのが出てきているんですね。それが今回また含まれているのかどうかというのも教えていただきたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 日本感染症学会の見解によりますと、各種の研究結果により、2024年秋のJN.1系統対応ワクチンも、一定の発症予防効果、重症化予防効果があったことが示されているということでございます。

今流行しているウイルスというのが、2024年冬に感染拡大で優勢となったJN.1系統から派生した、ニンバスと言われるウイルスになっておりますが、こちらも今回承認を受けて決定されたワクチンは、この系統にも対応できるということで聞いております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 白石委員の質問に関連するんですが、一定の効果があったということで、何か数字だったりとか分かれば。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 2024年秋から我が国で使用された J N. 1 対応ワクチンの効果が、長崎大学が行った研究により明らかにされたということで、J N. 1 対応ワクチンの発症予防に関し、J N. 1 対応ワクチンを接種しなかった場合と比べて、65歳以上では発症率が52.5%減少していたというところと、また、60歳以上の入院予防効果は、J N. 1 対応ワクチンを接種しなかった場合と比べて、入院を63.2%減少させる効果を示したということが報告をされております。これによって重症化予防効果も見られたということが推定されます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○副委員長（春口 茜君） した場合の母数ってどうなるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時17分

再開 午後2時18分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今申し上げました長崎大学の研究においては、18歳以上4,680人を対象に行ったというところで、報告に上がっております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかがございますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） この令和6年度は8,300円補助があったということで、これは1万5,620円から8,300円引いたら7,320円、最終的に自己負担額3,200円ということは、市の負担額は4,120円だったという計算だと思うんですけど、今回この8,300円がなくなって、1万5,686円と自己負担額の差額がそのまま市の負担額になるということで、7,886円。この7,800円になった根拠みたいなところを教えていただきたいのが一つと、あとは、ちょ

っとまだ分からないのかもしれないですけど、近隣他市の負担額がどのぐらいの額なのかというのがもし分かれば、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） おっしゃるとおり、昨年度の自己負担額3,200円に、国の補助が廃止された分の8,300円を上乗せすると、1万1,500円と非常に高額となってしまいますので、筑紫地区5市で協議の結果、接種委託料の半額程度、7,800円の自己負担にさせていただきたいということになりました。コロナワクチンの価格が見込みで1万2,000円以上になると大変高額であることから、接種委託料も1万5,000円を超える金額となってしまいます。自己負担額の改定に当たり、近隣他市の検討状況も調査しておりますが、多くの自治体が接種委託料の半額からワクチン相当額、具体的には7,800円から1万2,000円の間で検討しているとの結果を受けております。その中で筑紫地区においては、できる限り御負担を抑えるというところで7,800円とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） ちょっとお伺いしますが、対象者は60歳から64歳までですか。違う。（「全部」と呼ぶ者あり）全部。（「60歳から64歳、65歳以上でしょう」と呼ぶ者あり）じゃあ、私も対象者になるのかしらね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 65歳以上の方は全員対象になっていただけます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————  
休憩 午後2時22分

再開 午後2時22分  
————— . ————— . —————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 改めまして、教育部の濱崎でございます。

文化財課より説明職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財課長の小鹿野でございます。よろしくお願いいたします。

○保存活用担当係長（川口陽子君） 文化財課保存活用担当係長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

それでは、報告をよろしくお願いいたします。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 国指定史跡阿志岐山城跡保存活用計画（案）について御説明をいたします。

タブレットの資料のほうはナンバー5と6になってございます。資料は4枚つづりの説明資料と保存活用計画（案）でございます。よろしくお願いいたします。

現在、文化財課では令和6年度より、史跡の価値を次世代に確実に伝えていくために、その管理や活用の方針、ルールを定め、具体的に実行する方法を関係者間で共有するための保存活用計画の策定に取り組んでおります。本日は事業の経過等の御報告と、計画案の大綱、基本方針及び方法案について御報告をするものでございます。

まず、説明資料の1ページ目を御覧ください。

阿志岐山城跡は、平成23年9月21日に国史跡に指定されております。その指定理由は大きく三つございまして、一つ目が日本の古代史を考える上で欠かせないという歴史性、二つ目が古代の大宰府にとって必要不可欠な防御施設としてのこの場所になくてはならないという地理的な重要性、三つ目が国内唯一の土木技術を持つという希少性でございます。これらの重要な価値を示す土塁や石塁が、宮地岳の山中に造られております。

史跡の指定面積は約100ヘクタール、筆で申し上げますと612筆、その9割が私有地で、土地所有者は約230名でございます。また、土地の属性は国有地、県有地、民間企業有地などもあり、現在、御協力を得ながら、阿志岐山城跡の保存並びに管理に取り組んでいるところでございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

事業の概要といたしましては、文化庁の国庫補助金を取得し、令和6年度から令和7年

度の2か年で事業を行ってございます。本計画の対象は、対象地が史跡指定地全域、計画期間が10年間で、その対象が令和8年度から令和17年度になっております。

事業の流れといたしましては、令和6年4月に有識者5名による計画策定委員会を設置し、令和6年度に3回、令和7年度に4回の委員会を予定しており、現在までに予定どおり5回の委員会を開催し、計画案の概要が取りまとめられたところでございます。計画策定に当たっては、事業内容を説明する土地所有者や地元区長、自治会長向けの説明会も実施しております。また、関係者からも御意見をいただくため、庁内の関係部署及び類似の史跡を持つ近隣自治体の文化財部局に対しても、現地の説明会を実施しております。

今後、計画案の全体的な確認を行い、11月に開催する予定の第6回委員会の終了後、11月14日から12月16日までの期間でパブリックコメントを実施する予定としてございます。なお、令和8年3月末の本計画策定後に、文化財保護法により法定計画として、文化庁長官の認定を申請するという予定でございます。

次に、3ページ目を御覧ください。

計画の内容につきましてでございます。計画の内容につきましては、史跡を適切に伝えるための「保存管理」、未解明の史跡の価値を明らかにし、保存対象を明確にする「調査・研究」、史跡の価値を広く周知し親しんでもらう「活用」、保存管理と活用を事項とする手段としての「整備」、それら四つの項目を支える「運営並びに体制」の5項目により史跡の現状と課題を分析し、計画のスローガンとなる大綱、それから各項目の今後の基本方針と具体となる方法を取りまとめています。

まず大綱といたしましては、「未来へ守り育む古代の文化遺産、阿志岐山城跡」としてあります。阿志岐山城跡は、これからの調査・研究でさらにその価値が深まる可能性が高いと見られること、また、その保存活用の方法を、これから関係者や地域の方々とよりよい方向で形づくっていくという理念の下、皆で未来へ向かって育んでいくという趣旨によりスローガンを提案しております。

次に、各項目の基本方針と方法です。

一つ目の「保存管理」でございますが、本計画の基礎となり、4ページの緑色の枠にお示しをしておりますように、史跡の本質的価値の保存と区域ごとの適切な管理の実施を基本方針としております。その方法として、六つの項目を提示しております。その六つの中で特に区域を設けて、その区域の特徴に合わせた保存管理を行うということを重点項目としております。

二つ目の「調査・研究」につきましては、黄色の枠にお示ししておりますように、史跡の本質的な価値を把握するための継続的な調査・研究の推進を基本方針としております。その方法として三つの項目を提示しております。その中で特に何を守るべきかという対象を明らかにすることにもつながっていくため、総合的な調査・研究の推進を重点項目としております。

三つ目の「活用」につきましては、ピンク色の枠にお示ししておりますように、史跡の本質的価値を広く伝える多様な活用の推進を基本方針としております。その方法として八つの方法を提示しております。その中でも特に阿志岐山城跡の周知という点におきまして、常設で学べる場所の設置や、地域などからも御要望がある段階的な現地の公開などを重点項目として捉えております。

四つ目の「整備」につきましては、青色の枠にお示しをしておりますように、多様な活用を実現するために、長期的な視野での整備の実施を基本方針としております。その方法として二つ提示しております。特に史跡を守るための整備と、「活用」で述べた段階的に現地を公開していくということに伴う整備を重点項目として考えております。

五つ目は、最後になりますが、「運営・体制」です。白色の枠にお示しをしておりますように、関係者が連携した運営・体制の整備を基本方針としております。その方法として四つ提示をしており、特に管理体制の強化を重点項目としております。

4 ページ目を御覧ください。これらを取りまとめました本保存活用計画の特徴について御説明をいたします。

本計画は、広大な史跡指定地を特徴に基づいて区域分けし、その区域ごとに各項目の優先度を考慮して、保存活用に取り組むという方針を明示しているところでございます。その区分には、図にお示ししておりますように区域1から区域3までがございまして、特に区域1の優先度が最も高くなっております。区域1に遺跡の価値を示している土塁などの古代の構造物が集中して存在しているため、本計画期間における前半5年間と位置づけている短期の期間に、先ほども申しましたように限定的な公開・活用をしていくことを目標としたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 報道で、ああ、すごいなと思ったりね、驚かされたりもするんですが、情報発信のようなことは市のホームページでやられているんですか。それとも、ふるさと館ちくしのってそこにあるやろ。あそこでまた何か、展示会とか何とかが予定されているか、そういう情報発信がされないと、手に持ったものが宝物かどうか分からないまま、市民は「何か見つかったげなね」という話になりかねない。そういうのは何か考えられていますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明申し上げます。

史跡の本質的な価値をやはり広く知っていただくということが、これまで以上に求められてくると思っておりますので、先ほど御説明しました現地のほうの公開も、これまでは原則非公開というふうにしておりました関係もありますので、限定的でありながらも段階的に公開をしていくと同時に、博物館におきまして、まだこれは決定ではございませんけれども、情報を発信していくハブとなる基地がやはり必要になると思っておりますので、ハード的な部分も含めながら、ソフト的なところも一体となって情報発信に努めていく予定で、計画の中にもその辺りを記載していくことで考えてございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） はい、ありがとうございます。

高原委員。

○委員（高原良視君） 民有地の場合、何か規制があるのかな。規制、土地の規制は。いや、山林がずっと入っとるけん。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 土地の属性というか形状を改変する原状変更と申しますけれども、そういった部分については規制がかかります。ただ、その内容によって許可されるケースもございますし、基本的には原状を変える行為というのは不許可ということになってございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 公有地化ってありましたけど、それはそういうふうな考え方で進めるんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 史跡地が広大にわたっておりますので、その辺りは順序

というか、効率性、優先度を考慮しながらということになっていくかとは思いますが、史跡の整備、保護をしていくために、文化庁の考え方としても公有化ということで進んでおりますので、全体としてはそういった方向性で考えてございます。ただ、まだそういった辺りの具体的な方向性というのはお示しできる状態ではございませんので、その辺りはまた随時お諮りしながらというふうに考えてございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） こういう事業を進めると、文科省か何かから補助金がちゃんと出てくるのでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御答弁申し上げます。

まず、今回の策定している保存活用計画というのがその第一歩になりますけれども、今後、史跡の整備ですとか用地の取得ですとかそういったものについては、文化庁の国庫補助事業がございまして、そちらのほうを効率的に、効果的に利用しながら、史跡の本質的な価値を損なわないように、かつ公開・活用も含めて、事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） よろしく申し上げます。じゃあ、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時35分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は所管事務調査になります。出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 教育政策課より説明職員が参っております。自己紹介させて

いただきます。

○教育政策課長（亀井美和君） 教育政策課長、亀井と申します。よろしくお願ひいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） 教育政策課庶務担当係長の末次です。よろしくお願ひいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（坂口勝彦君） お願ひします。

所管事務調査、小中学校の防犯カメラ設置状況について、執行部から報告願ひます。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 小中学校の防犯カメラ設置状況について、提出しました資料を基に御説明をさせていただきます。

まず、2枚目の資料でございます。設置台数・設置場所についてということで、小中学校の防犯カメラの設置状況につきましては、今現在、外部からの出入口を基本としまして、合計、全校で82台設置しているところでございます。また今年度、予算をつけていただきましたので、計47台の防犯カメラの更新と21台の増設を予定しておりますので、年度末においては103台となる予定でございます。

お示ししております下の表につきましては、各学校の設置状況でございます。今後設置予定の分も含めましての一覧となっております。それぞれ、学校ごとの台数、それから学校ごとの設置場所など、お読み取りいただければと思います。

また、直近でのかかりました経費としましては、令和5年度に新設及び更新を行いました分で、事業費は1,850万8,000円となっております。

では、次のページを御覧ください。お尋ねがありました監視体制などについてまとめさせていただきます。

管理責任部署ということで、これは設置も含みますけれども、市の教育委員会となっております。

監視体制としましては、モニター等の設置場所が職員室または事務室となっております。下の写真を御覧いただきますと、モニター設置のイメージとなっております。右の写真のほうの方が分かりやすいかと思いますが、真ん中の辺りですね、天井からつるしたところでモニター監視ができるようになっております。

上の表に戻りまして、監視者としましては、副校長、教頭先生、主幹教諭となっております。

ます。録画方式は常時録画となっております。夜間モード、赤外線も対応しております。また、映像の保存期間は現在30日間としております。保守点検の有無はございません。また、更新計画につきましても特にございませんで、故障時に都度対応としてまいることとしております。

また、ここに記載はございませんけれども、緊急時には、学校で定める危機管理マニュアルに基づきまして、録画データの活用でありますとか警察との連携とかを行っているところでございます。

説明は以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございますか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） これは私が質問を出したんですけれども、その調査に至った背景がですね、二日市小の運動場の自転車にちょっといたずらがあつて、防犯カメラとかついているのかなというところで調べさせていただいたところなんですけど、二日市小の裏門ってどの辺りになるんですかね、資料でいうと。「運動場1台」のところになるんですかね。（「北門」と呼ぶ者あり）北門になります。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） 裏門というと、保育所側の門になりますでしょうか。あちら側であれば、こちらの表でいう屋内の昇降口の、赤字で「3台」と書いてあるうちの1台が裏門も照らしている、兼用しているというような形でございます。ちょうど裏門側に児童昇降口がございますので、児童昇降口と裏門を照らせるような状態になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） ちょうどその部分に置いていて、カメラの設置がないというふうに学校側がおっしゃっていて、運用マニュアルとかどうなっているのかなというところでちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど危機管理計画、危機管理マニュアルに沿ってというふうにおっしゃったと思うんですけど、警察のほう为学校側に言ってもつけていないみたいな、そういった回答になったりするんですかね。ちょっと分からないんですけど、教えていただいてもいいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） まず設置についてなんですけれども、カバーできていないところが確かにあるかもしれないんですけれども、まずは外部からの出入口のところを基本的に、それからそのほかの部分については学校と打合せをしながら、どこにつけるか、どの向きを効率よくというか、また安全に配慮しながらというところにつけられるかというところは、学校と教育委員会との話の中で決めているところではございます。なので今、御心配のカバーできていないところがあるということだったら、今後そういった向きとかの工夫とか、そういったことになるのかなというのの一つ。

それから、管理マニュアル、運用マニュアルにつきましては、先ほど申しあげました危機管理マニュアルについては学校で設定をしております、何か緊急のこととか事件とか起きた場合には、警察のほうに録画の協力を求めたり、録画のデータとかも提供したりとか、そういったことになるかなというふうに思います。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 資料を見ると、恐らく門にはついているはずなんですけど、夜間だったので出入りは分かるようにはつけていらっしゃるんじゃないかなと思っておりますが、どんなふうにつけていて、カメラには映らないのか。設置している向きとかというのは学校側に任せているんですかね。恐らく、出入りが見えるようにはつけていると思うんですけど、そういった確認とかって何か教育委員会のほうでされたりとかってあるんですかね。お願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 学校に一任というよりも、学校と打合せをしながら、教育委員会も設置の向きとか、どの範囲を映すのがよろしいかというところの協議はさせていただいて、あとはその設置の業者さんともしっかり打ち合わせた上で設置をしております。その上で映っていない部分がある、ちょっと個別の状況になってくるので、何とかな、また詳しくは学校のほうにも確認をしてみたいと思いますけれども、今、一般的なことでお答えできるのは以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○副委員長（春口 茜君） ちなみに、夜間の出入りって不法侵入とかになったりするんですかね、大人が。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 夜間に限らず、許可を受けずに立ち入る者については、不法といいますか、不審者と捉えても問題ないというか、そういう可能性もあるかなというふうに考えます。

以上です。

○副委員長（春口 茜君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 防犯カメラというのは気をつけないとプライバシーの侵害になったりね、子どもたちが映っていますと、それを嫌がる保護者も中にはおいでになるかもしれませんので、こういう設置をすることで防犯効果がどれくらいあるのか、他の市町村の事例なども調べられたと思うんですけど、どんな感じになっているんですかね。大体、防犯カメラがついていると、よそでは減ったんですよとか。ここ二、三年前からですね、これはね、うちだと。前からついていたんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 設置の条件につきましては、小中学校で言うと、早いところは平成14年の天拝小学校が建てたときにつけたというの也有ります。また、平成20年から25年ぐらいにババババッとつけさせていただいて、今回、令和5年、令和7年で更新をしているような形になります。

お尋ねのどのぐらいの抑止力になっているかというのは、正直、数的なものは持ち合わせていないんですけども、令和5年度の文科省の調査で、小中学校、高校まで含めたところで、防犯カメラは大体64%ぐらいの設置ということになっておりますので、やはり、つけることで犯罪の抑止力とか、そういったものにはなっているかなというふうに思います。ただ、つける上では、おっしゃっていただいたように権利の保障の部分と侵害の部分とあるかと思しますので、しっかり検討した上でつけていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、細かいんですけど一つだけ。今回、全103台のうち100台が更新または新設というところで、新しくなったりとかするというところで、唯一、上から2行目の二日市東小学校の3台だけが何もないと。二日市東小学校って多分、小学校の中で一番生徒数も多くてという、大規模校が3台しかなくて新設もないという、何かこの辺りの理由というか基準というか、その辺りを教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） ちょっと備考欄にも書かせていただいておりますけれども、二日市東小学校については今現在から9年度まで、長寿命化の事業ということで工事等が入ってまいりますので、その中でまた、今あるものを付け替えたりとか、場合によっては新たな死角が出てきたときには増やすことも検討しないといけないかなというふうに思っております。今回の更新に上がってきていないのは、そういった事情でございます。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時47分

再開 午後2時47分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務報告、小学校水泳授業の民間委託について執行部から報告を願います前に、出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 学校教育課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） 学校教育課長の江中でございます。よろしく願いいたします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） 学校教育担当係長の中村です。よろしく願いします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしく願いします。

○委員長（坂口勝彦君） よろしく願いします。

それでは、執行部から報告願います。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、小学校の水泳授業の民間委託につきまして説明させていただきます。資料のほうを御覧ください。

まず最初ですが、小中学校の水泳授業の現状ということで、まず水泳授業の目的を記載しておりますが、水泳系で求められる身体能力を身につける、水中での安全に関する知的な発達を促す、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むというところで、現在、水泳授業をさせていただいております。

本市では、小学校1年生から中学校3年生まで水泳授業が実施されておまして、実施期間としましては6月から、遅いところでは9月まで実施しているところです。

実施回数につきましては、小学校が1こま45分、中学校は1こま50分ということで、8こまから12こま実施しております。小学校については平均8こまで、1回に2こまなので90分で実施しているということで、大体4回程度実施しているということです。中学校におきましては大体平均12こまということで、1回当たり1こま50分で実施しているという状況でございます。

近隣自治体の委託状況というところで記載しておりますが、今年度から、太宰府市と小郡市が全小学校で民間委託をしている現状でございます。

次に、水泳授業の今現在のうちの課題としまして、四つ挙げさせていただいております。

まず一つ目が、猛暑による熱中症ややけどなど、児童生徒の身体・生命に及ぶ危険性があるというところで、水泳授業中に体調不良を起こした児童生徒も、現状も複数発生している状況でございます。

課題の2としまして、天候等を原因とする水泳授業の中止による泳力向上への影響というところで、今年度まだ実施途中であります。天候等で中止した割合が、小学校が28%、中学校が9%。特に大規模校の小学校でこの傾向が強くて、ある学校では計画の半分しか実施ができていないという学校もございます。

課題の三つ目では、プールの管理に係る教員の過度な負担というところで、教員に水質の管理とか監視人員、あと安全に水泳授業を行うための施設の維持などを負担していただいているんですが、その負担が大きくなっている状況があります。また、監視人員につきましては、教師だけでは今は足りずに、保護者に監視人員をお願いしているところもございまして、今年度、その保護者の方がお一人、熱中症になったケースもございました。

また、課題の4、恒久的なプール施設の維持管理等の経費というところで、現在、上下水道使用料や施設管理費等の維持管理費が年間約1,600万円発生しております。また、今後の大規模改修の工事費用につきましては、平均額として年間約8,000万円が見込まれている状況でございます。

次のページをお開きください。

今言いました4点の課題につきまして、委託の効果というところになりますが、まず1点目に対しての効果としましては、委託することで、屋内プールでございますので、熱中症とかやけどの心配がなく、児童への安全安心な水泳授業が提供できるという効果があります。

2点目の効果としましては、こちらも屋内プールのため、天候とか、あと季節にも関係なく、計画的な授業実施が可能になります。

3点目、こちらの指導につきましては、基本インストラクターが行う形になりまして、またプールの管理も必要がなくなるため、教職員の負担軽減にもつながります。

4点目につきましては、学校のプールを今後使用しないということから、施設の維持管理等の経費削減にもつながる形になります。

こういうことから、水泳授業を民間プール事業者に委託することで課題解決が可能というところで、今後の方針・取組としまして、下に囲んでいるところになりますけど、まず、令和8年度から市内全11小学校を対象に水泳授業の外部委託ができないか、本市と隣接している太宰府・小郡のスイミングスクールに確認をさせていただいたところ、受入れが可能であることが確認できましたので、来年度からの実施に向け、今後、事業者や小学校と具体的な協議を進めたいと思っております。

あと中学校につきましては、水泳の部活動を実施している学校があることとか、そもそも教科担任制を取っていて、1こまで実施しているというところもございますので、状況を見ながら外部委託に最適なタイミングを見極めたいと思っておりますのでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 来年から実施ということで、送り迎えも当然ながらありましようが、大体どの程度の経費になるのか、次の3月の予算の中でいろいろ説明されるんでしょうが、大体、今のプールの分と比較してどうなのか。また、先生たちは福岡教育事務所管内やけんさ、ほかの市に行けば、違うところに行けば同じようにしているもんね。筑紫野市がもしもなったら、筑紫野・太宰府以外の筑紫地区はね。戸惑いがいろいろあろうな。まあ、それは後の問題やろうけど、経費的なものはどんなかなと思って。概算で、概略で

いいです。

○委員長（坂口勝彦君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 概算ではありますが、昨年度、このプール事業者のほうに1回当たりの金額等を確認させていただいて、1回1こま、1回当たりというのは90分・2時間で1回という形になると思うんですが、それ当たり大体2,500円程度、児童1人当たり2,500円程度ということで、うちのほうではそれを3回実施する予定にしております。それを小学校というところで、おおむね4,500万ぐらいになります。維持管理費とか今後の補修費等を考えると、おおむねこれを下回るぐらいの形になるのかなという試算をさせていただいております。

あと、学校のほうにも委託の可否についてお尋ねしたところ、やっぱり学校としては歓迎する声のほうがちよっと多かったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 今ある、民間委託が完全に完了した後に、今のプールの用地はどんなふうに扱われるのかというのが一点と、すみません、確認で、教科担任制ってもう全部どこも取ってあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） プールの用地につきましては、今後どうするのかというのは検討していかなきゃいけないのかなと思います。今現在、消防の水利になっているところもありますのでですね。ただ、プールを委託したところはそこを壊して、いろいろ活用されているところもございますし、壊す費用が高いというところはそのまま残されているところもございます。そこら辺は費用対効果も見極めながら、今後の使用方法というところは検討していきたいなと思っているところでございます。

あと、教科担任制につきましては、学校によって、様々な教科について教科担任制を実施しているところはございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 解体費用って大体どれぐらいかかるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 確認したところ、これも概算ですが、おおよそ1,500万

ぐらいかかるのではないかとこのところでございます。

以上でございます。

○副委員長（春口 茜君） ありがとうございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと3点お尋ねです。

一つ目が、小郡と太宰府が今年からということだと思うんですけど、恐らく市内にスイミングスクールを持っている大野城市とか春日市で何か動きがあるかどうか、把握されていたら教えていただきたいというのが一つと、あと、私もウインズで昔習っていたのであれなんですけど、筑紫野市内にそういったスイミングスクールがあれば、移動距離とかの問題でもすごくいいと思うんですよ。そういうスイミングスクールを筑紫野市内に誘致しようというような動きだったり、何かその検討みたいなのをされているかどうかというのが二つ目のお尋ねです。

三つ目は、まさに太宰府や小郡に行こうとすると、移動時間というのが出てくると思うので、水泳の授業のこまの前後の授業に何か影響がないのかどうか三つ目ですね。

以上、お願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目、大野城・春日の状況というところですが、大野城は今、試行で数校委託をしている状況で、来年度以降も段階的に移行を進めていくという考えをお持ちのようでございます。あと春日市のほうは今現在、委託というところは考えていないというところで、一応確認させていただいているところでございます。

あと、誘致検討というところでございますが、今回うちのほうがプールの民間委託の方針を示しましたので、それを示すことで、民間事業者というところが筑紫野市内には全くありませんので、今後、民間委託をうちが示すことで、将来的には中学校も委託していくというところも示していきますので、そうすることで参入意欲を促していけるのではないかと考えているところでございます。

あと3点目、移動時間になりますが、こちらにつきましても、長くても15分ぐらいまで、15分以内に移動できるように配分できるように今検討しております、これは多分、今言いましたように年3回でございますので、移動時間が少し長くなるようになってはですね、水泳の時間数、実際に水泳ができる時間数を長く確保するために、そこら辺、前後を早めに移動したりとか、そういう工夫はしなくちゃいけない学校も出てくるかなと思いま

すので、そこら辺は各学校とも打合せをしながら、水泳がきちっとできるような形で進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 二つあります。一つは移動手段をどういうふうに確保されるのか、その経費が大体どれぐらいと見込んでいるのかということと、プールをやらないとなると、あそこ、プールを夏は開放しているじゃないですか。それもやめちゃうということなんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 移動手段につきましては、民間プール会社が持っているバスを使用するというところで考えております。それも含めた委託というところで考えているところでございます。実際に今、太宰府・小郡につきましてもそういう形でさせていただいておりますので、そのような形でさせていただければと思っております。ちょっと一つだけバスがないというところがございますが、そちらも委託の中で、移動費用も含めて委託をさせていただこうと思っているところでございます。

あとは夏季のプールというところになりますが、こちらは今ちょっと文化・スポーツ振興課のほうでも検討はしているところですが、近年の猛暑で、そういう夏季のプール開放につきましても、利用者の健康面、安全面というところでいろいろあるものと考えておりますので、こちらにつきましても、維持管理のところも含めて、今後廃止すべきものなのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 廃止するならちゃんとしないと、あそこに子どもが入って何かがあったちゅうことになると、学校の責任になりますし、教育委員会が問われるところになるので、本当に管理はきちっとしておかないと、後で溺れることがありますので。自分たちが子どもの頃、よく入っていきよりましたので。行くよ、絶対。

○委員長（坂口勝彦君） 水を抜いたりするっちゃんないですか。

○委員（上村和男君） 水を抜いていても、あそこの中で遊んだりするけんね、そのままあると。まあ、いいや。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 委員の仰せのようなこともあると思いますし、ほかにも考えられることもあるかと思しますので、そこら辺につきましては、きちっとそういうことがないような対策を練りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） あとはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、よろしく申し上げます。質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時14分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務調査、放課後児童クラブの状況について執行部から報告願います。課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 放課後児童クラブの状況につきまして説明させていただきます。

まず1枚目、放課後児童クラブの1人当たりの延べ床面積ということで、今年の4月1日現在の記載をさせていただいております。左から学校名、その横が児童クラブ名、その横が建築年数で、「教室」と書いてあるのは学校の特別教室を利用しているということになります。その横が通年を通しての児童数、その横が季節のみの児童数、その横が各クラスの生活面積、その横が通年の児童1人当たりの面積、一番右が季節の児童1人当たりの面積となっております。

1人当たりの面積はおおむね1.65平方メートルを基準とすることとなっておりますが、近年の利用者の大幅な増加によりまして、特に大規模校を中心に厳しい状況でお願いしているところでございます。二日市小学校と二日市東小学校につきましては、今、増改築が予定されておりますので、そちらで解消したいと考えているところです。筑紫小学校につきましては、プレハブ増築等など何か増築等を行わないと難しいところもございまして、それによって改修を行いたいなと考えているところでございます。

次のページをお開きください。

2番、長期休暇中の食事提供の実施状況というところで、基本、弁当持参になっておりましたが、昨年の夏季休暇から、希望する家庭に対して外部からの食事提供を開始されております。食事提供の事業者は株式会社ママミール、1食当たりの金額は450円（税込み）ということで、延べの利用なんですけど、利用者数ということはちょっとできないんですけど、6,999食というところで、昨年の夏季・冬季、今年の春季というところで、どのぐらい頼まれたかというのをそちらに記載をさせていただいております。こちらにつきましては、直接保護者から食事提供事業者に予約をするという形でされているというところがございます。

続いて3番、保育・業務内容というところで、うちのほうから事業者のほうにお願いしている内容については、そちらに記載している（1）放課後児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関することから、（6）児童の入所及び退所に係る事務並びに保育料の徴収等事務に関することまでとなっております。

続いて4番、利用年代です。こちらは今年の4月1日現在ということで、学年ごとに通年と季節利用のみの利用者を記載させていただいております。通年は低学年のほうが多くて、学年が高くなるに従って季節だけの利用者が増えているという形で、あとはもう5・6年生になるとだんだん減っていくという形になっているところがございます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） すみません、私が質問を出させていただいたんですが、児童の1人当たりの面積の1.65を満たしていない学校が通年でも結構あるんですけど、季節ごとになるともっと増えている状況なので、筑紫小に関しては増築を考えないといけないというふうに言われていたんですけど、ほかの学校で、季節の1人当たりの面積を満たしていないところについてはどうお考えなのかというのがまず1点目ですね。

で、長期休暇の食事提供について、恐らく通常は1・2年生が多いんですかね、1・2・3が多くて、4年生以降が長期休暇中に多分利用が増えるというグラフになると思うんですけど、課題だったりというのがもしあれば、教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時19分

再開 午後 3 時20分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず 1 点目、他の学校も 1.65 を切っているところの対応というところですが、そうですね、1.65 をちょっと切っているところも他の学校もござい  
ますが、ちょっと状況を見ながら、教室を増やして対応するとかしていかなきゃいけない  
ところも出てくるのかなと思うところがございます。

あと 2 点目、長期の食事についての課題というところがございますが、こちらにつきましては、予約をされた場合は全員の方に対応がされる予定なので、特に課題等はないと思  
われます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと似た質問になるかもしれないんですけど、2 点お尋ねで  
す。

一つ目が、例えば二日市北小学校の二日市北①という児童クラブ、これはその右側に  
「教室」と書いていなくて①ということは、すみません、ちょっと僕も行ったことなく  
あれなんですけど、要は別棟であるということですよ、多分、建築されている。とな  
ると、平成 4 年となるともう 33 年たっていて、下のほうを見ると平成 1 桁台も結構ある中で、  
特別教室じゃなくて別で建てているところって、基本プレハブとかそういう形になるん  
じゃないかなと。それこそ、ただプレハブ、軽量鉄骨とか木造だったら、もう耐用年数的に  
も超えているんじゃないかなと思っていて、その辺りの建て替えだったり老朽化、耐震性  
とかに問題がないのかというのがまず一つです。

二つ目が、先ほど副委員長からもあったんですけど、長期休暇中の食事の（3）延べ利  
用人数を見ると、スタートした 6 年の夏季が 4,658 食で、その後、冬季、春季とかなり減  
っているので、ちょっと言いにくいんですけど、人気がなくて減っているとかっていう可能  
性はないのかなという。まだ余裕はあるのにこれだけ減っているというのが、何か別の課  
題を含んでいるんじゃないか、例えば食べたいけど金額なのか内容なのかで、「もうあれ

だったらいいや」みたいなのだったら、別の改善策が必要なんじゃないかなという、ちょっとその辺りを教えていただければなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目、建築年数が結構たっているところの対応というところの御質問ですが、そちらにつきましては私のほうも問題を認識しておりまして、建築課のほうにそれぞれの学童の現状を確認してもらって、一定の修繕が必要というところの回答を得ておりますので、今後定期的に、全ての学校全部というのはできませんので、定期的に改修をしていきたいと考えているところでございます。

2点目、食事の提供が減っているというところなんですけど、ちょっとこちらは減っている状況に見えるんですが、これは夏季休暇と冬季休暇と春季休暇の日数の違いで減っているように見えるだけで、特に減っているという状況ではない形になります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） すみません、先ほど、別の教室で満たしていないところは増やしていかなければいけないというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、既存の教室で対応が可能なのかというのを教えていただきたいのと、あと保育の内容、預かり中の内容というのをどういうふうに把握しているのか、教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 対応が可能なのかということですね、普通教室のほうで。小規模のところについては空き教室等もあるところもございまして、そこは対応可能かと思えます。ただ大規模校については、もう学校の教室いっぱい使っているところで、空き教室とか、あとは特別教室もちょっと長く使わないといけないという状況もあるので、そこについては聞き取りしながら、難しいところは増築とかも考えていかなきゃいけないのかなと思っているところでございます。

あと、保育の現状というところは、特にうちのほうから確認をその都度しているというところはございませんので、業者からの報告とか、また、もし保護者のほうからうちのほうに何かしらクレームとか、今はないんですが、もしあった場合は、うちのほうで指導する立場にありますので、委託業者に確認をして、問題があれば指導するという形になるかなと思います。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） そうしたら何か、現状の調査とかは特に誰も今のところは何もしていないという状況ですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、現状調査を毎月行うとか、そういうところはしていない状況でございます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○副委員長（春口 茜君） 親からのクレームって、なかなか子どもから聞かないと入りづらいのかなと思うので。例えばこれを見ると狭いと思うんですよ、遊べるスペースがほぼなくて。だから、長期休暇中とかどういふふう子どもたちが過ごしているのかなというのはすごい気になる場所ではあるので、報告を受けているんだとしたらその報告内容を、何かあれば教えていただけたらなと思うんですけども。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらにつきましては、もちろん今見てもらうと、0.91とか二日市北小がなっているとかありますが、状況について、もちろん事業所のほうにはその都度確認させていただいておりますが、これは定員いっぱいになった場合の状況なので、通常はやっぱり塾に行ったりとかなので、毎日来られている方というのは8割程度ぐらいというところで回っているの、現状としてはそこまでいっぱいいっぱいにはなっていないという状況もあるというところはございます。

というところはありますが、ただ1.65という基準はありますので、それについては現状を見ながら、やっぱりもう一つ部屋を増やさないと対応できないというのがありましたら、部屋をもう一つ増やして対応してもらおうとか、そういうところの指導は必要のかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○副委員長（春口 茜君） はい、ありがとうございます。やっぱり長期休暇中にどういふふうにお過ごししているのかというのは、報告を受けるだけではなくて、ちょっとアンケートだったり取ったほうがいいのかと思います。というのも、こちら委託しているので、全部お任せしますというわけには多分いかないと思うので、どんなふうに行っているかは、そんな毎月じゃなくてもいいと思うんですけど、半年に1回でもいいし、どういう状

況なのかというのは確認したほうがよいと思います。

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ、ちょっと最後、課長。

○学校教育課長（江中 誠君）　その確認の仕方も含めて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君）　上村委員。

○委員（上村和男君）　児童クラブの指導員の人が少ないとか少ないとか、よく昔は聞いていたんですが、今はあまり聞こえていないところにいるのかもしれないんですけど、そういう状況はどうなっているかというのと、そういう指導員の人たちに対する教育とか指導とかいうのはどんなふうに行われているか、委託してそこに任せているならば、「こういう点には気をつけてください」とかいうことがあるならば教えてください。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○学校教育課長（江中 誠君）　指導員につきましては、うちのほうの規則のほうで何人以下、例えば40人以下は2人配置しなさいとか、61人以上になったら4人配置しなさいというふうに定めておまして、その人数はきちっと確保していただいている状況でございます。こちらにつきましても、以前は委託する単価が低いとか、そういうところで確保が難しいというところもございましたが、人件費が上がっているというところで、そこら辺もうちと業者のほうも打合せさせていただいて、今は単価のほうも少し上げさせていただいたというところで、人材の確保はできているというところでございます。

教育につきましては、基本的には委託業者がしていただく形になると思いますが、うちに対してそういう研修の案内とかが来ておりますので、そちらをきちっと委託業者のほうに案内をして、研修についてはきちっと受けていただくように指導しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　古賀委員。

○委員（古賀新悟君）　給食のところでもうちょっとお聞きしたいんですけども、この6,999食で、利用が4番のところかというと、合計でいうと1,736人というふうになっているんですけども、これは全員が給食を利用しているわけではないんですよ。そこでお聞きしたいんですけども、例えば学校給食であれば、就学援助を受けてある方もいらっしゃると思うんです。ここにも同様に受けていらっしゃる方がいると思うんですけども、その人たちの給食費というのは、この450円というのは自費になっているんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、休暇中の学童保育の分の食事については、全て自費という形になっております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、いいですか。いいですね。質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 3 時32分

再開 午後 3 時33分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告、子ども館の設置及び子どもの居場所づくりに係る市の方針について報告があります。

嘉村部長がおいでですので、挨拶と紹介をお願いします。

部長。

○こども部長（嘉村千穂君） こども部の嘉村でございます。よろしくお願いいたします。

こども部におきましては、所管事務報告 1 件、それから所管事務調査 1 件ございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明のため、こども政策課職員が参っております。自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課長、岡嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じく、こども政策担当係長、原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○給付・支援担当係長（城塚利恵君） 同じく、給付・支援担当係長、城塚と申します。よろしくお願いいたします。

○保育担当係長（御手洗 唯君） 同じく、保育担当係長の御手洗と申します。よろしくお願いいたします。

○こども部長（嘉村千穂君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願ひします。

それでは、報告を願ひます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、子ども館の設置及び子どもの居場所づくりに係る市の方針について御報告いたします。

本日は表紙にありますとおり、子ども館の意義、他市における施設整備の状況、筑紫野市の現状を御報告した後に、それらを踏まえて検討した結果である市の方針について御報告をさせていただきたいと考えております。

次のページをお開きください。今後は、資料の右下に示しているページで御案内をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。こちらは、子ども館の意義について載せております。こちらはイメージの共有を行わせていただくために、子ども館の意義についてを整理したものとなります。読み上げます。

法令や国等の施策において子ども館を定義するものはなく、一般的に子ども館はゼロ歳から18歳未満の子どもたちとその保護者が利用し、子育て中の親が交流したり、子どもたちが安心して遊び、様々な体験をする場所が子ども館と称されている。自治体によっては、児童館を子ども館と称している場合もある。児童館や子ども館に求められる機能や実施事業は、各自治体で大きな違いはないが、施設の規模については、それぞれの自治体の規模や財政状況、地域の地理的特性等により様々である。

こちらで紹介しましたように、児童館であれ子ども館であれ、国は子どもの居場所づくり指針で施策の方向性として示しておりますので、行政として整備を果たしていく役割は表のように認識をしております。表と申しますのは、文章の下にある役割1・2として紹介しているものでございます。一つは遊びによる子どもの育成、もう一つは子育て支援や地域連携でございます。そして、この役割や目的を果たす手段として、施設の整備や事業、取組を検討し、優先順位をつけ、展開していくことが重要と捉えております。

次に、2ページを御覧ください。こちらは、他市における施設整備の状況です。上2枠は議会で視察をしてこられた施設のうち2施設を、そして残り4枠は筑紫地区4市の施設の整備状況を簡潔に整理させていただきました。

詳細はお読み取りいただきたく思っておりますが、御覧のとおり、各自治体で児童館と

して一体的に整備しているもの、また、分散型でそれぞれに整備しているものなど様々でございます。また、各施設で広さも担う機能も異なっているほか、鹿児島市のように、児童館や子育て支援施設を整備した後に、新たな施設として整備しているところもございました。

次に、3ページを御覧ください。こちらは筑紫野市の現状として、上位計画の概要をまず示しております。

本市では、第七次筑紫野市総合計画及びこども計画において、子育て世代への相談体制の充実や子どもの居場所づくりを今後の課題と捉え、コミュニティセンターをはじめとする公共施設も活用していくとしております。それぞれ整備に係る目的の文章部分のみ抜粋して読み上げさせていただきます。

第七次総計のほうは、施設を取り巻く環境の変化と課題。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に加え、子育て世代の転入者が多いという本市の特性から、乳幼児の親が地域で孤立し、不安を抱えながら子育てをする状況が危惧されます。子育てに関する情報提供や相談体制の充実、子どもの居場所づくり、子育てボランティアなど地域を主体とした活動の促進を図り、安心して子育てできる環境づくりを進める必要があります。

次に、こども計画ですが、施策の方向性です。

子どもたちの多様な学びや成長を支える仕組みとして、コミュニティセンターをはじめとする公共施設などを活用しながら、子どもの居場所づくりを進めていきますとしております。

次に、4ページを御覧ください。筑紫野市の現在の子育て支援施設について掲載しております。このページに限りましては、子どもの居場所づくり全体ではなく、就学前の親子の居場所に限った情報とさせていただきます。

皆様も御存じのように、市内では、市内北側に2か所設置し、他市同様に子育て支援サービスを提供しているところです。表の細かい部分についてはお読み取りいただきたいのですが、これまで本市では出張型の子育て支援サービスをメインとしてきていたため、単発での事業展開が多くございました。そのため、体調を崩されたりお子様の状態が悪いと、なかなかその単発の時間に参加できないことなどから、常設型の施設が欲しいという声をいただいております。

また、そこに示しておりますとおり、いかんせん施設規模が小さく、たくさんの親子を

受け入れることができないこと、そして、乳児と幼児と一緒に遊ばせることを心配される親子もおり、他市のように幼児も一緒に遊ぶことのできる広さを確保した子育て支援施設を欲しいという声をいただいております。

続いてページの下段、(2) 筑紫野市の子育て施設の地域別利用状況を御覧ください。いずれの施設も市内北側にごございますことから、利用者の居住地域に偏りが出ており、市内南側にお住まいの方はあまり利用できていない状況がございました。

次に、5ページを御覧ください。そこで、これまでのことから、子ども館の設置や子どもの居場所づくりに係る市の考え方と今後の取組について、このようにしたいというふうに考えておりますので、御報告をいたします。ここからは再度、子ども全般に係る内容でございます。

まず大きな方向性についてですが、5ページを読み上げさせていただきます。

子育て支援施設の規模は各自治体で様々ですが、当市の子育て支援施設の施設面積は、遊びによる子どもの育成の分野においては、他市と比較しても十分なものとは言えない。一方で、子ども館等の全天候型の大規模施設の整備については、将来的な人口減少・少子化が問題となる中で、その必要性や財政状況、公共施設の総量適正化などを踏まえ、慎重に検討していくべき課題と考えております。

これらのことから、子ども館等の大規模施設の整備につきましては将来的な課題としつつ、子どもの健全育成に必要な子どもの居場所づくりについては、対象となる子どもたちの利便性などを考慮するとともに、現施設の利用状況、子育てに関する情報提供や相談体制等の各種事業の進捗状況、成果等を踏まえながら、安心して子育てできる環境づくりを進めることとし、今後の検討の方向性としては、次のページのとおりとしたいと考えております。

6ページをお開きください。今後の取組についてです。こちらを読み上げさせていただきます。

一つ、新たな子育て支援施設の整備。

現在は、本市の子育て支援センターやつどいの広場の施設が手狭であるため、子育てサロンや教室等につきましては、生涯学習センターやコミュニティセンターへ出張し、単発で事業を行う、いわゆる出張型として事業展開をしてまいりました。今後は相談事業だけでなく、子育てサロン等の事業を常設の子育て支援施設において展開できるよう移行・再編し、親子がより気軽に、いつでも訪れることができる場の提供を進めたいと考えており

ます。その取組の一つが、新二日市コミュニティセンターで新たに試みます子どもの居場所づくりで、市民の居住状況によって偏りができないよう、市内南側においても新たに子育て施設の整備を検討してまいりたいと考えております。

二つ、小学生以降の子どもや特定の対象に対する取組。

コミュニティセンターのフリースペースの活用や、小学生を対象とした放課後の居場所づくり、家庭や学校に居場所のない子どもへの支援拠点づくり、困窮・貧困家庭への学習支援など、国の制度や他自治体の情報を収集しながら、引き続き、子どもの居場所づくりの検討を進めてまいりたいと考えております。

三つ目、開館時間等の変更。

現在の子育て支援施設は平日のみの開館であり、共働き家庭や土日しか休みのない保護者、ひとり親家庭などは利用しづらいことが考えられますので、休日の開館を検討するなど、施設利用の改善をしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。御意見のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 立派なものできているみたいでございしますが、この計画を始めようとしたのは、担当の部署から始めようとしたのか、上のほうから「こういうのをつくれ」と言われたのか、それはいつ頃からこういうことをしようというふうに、この計画を練ろうとしたのか、時期的なものも。この市の方針をつくるためのスタート、きっかけでもいい、あなたたちがきれいに言ったら総合計画と言うかもしれんけど、実質的にね、つくれというふうにね、方向性まで含めた結果までもう出来上がった上で作り出したのか、それも含めてのスケジュール的なものを、ちょっといつ頃からか、どんなものですか。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） ちょっと休憩に落としてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時 46 分

再開 午後 3 時 46 分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 高原議員がおっしゃられたように、もちろん総合計画でまず市の方針が出ていることは一つだと思います。それに従いまして、令和6年度からこども部もできておりますので、こども計画を策定する中で、まず、いろんな施設の状況を調べてまいりました。もちろん視察にも行きましたし、情報収集もさせていただいた中で、その上で、こども政策課が窓口となって関係各課と協議を重ねまして、その上で今の報告をさせていただいている次第でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ごめんなさいね。あなたたちもね、私も前にも言ったけど、ずっと長いことこの仕事に関わってこられているね。そうした上で、本当に今の子育ての世代の人たちが、子どもさんから親のほうまでね、そういう家庭もいろんな含めてね、いろんなところで分散してこういうことをしている現状がありますよね、その入り口も含めてね。そういうものをしながら、本当にあなたたちはこれがね、ずっとこの仕事をしてきた上での、自分たちの誇りがあるやろ、あなたたちの仕事に対する。これで、こんなのが十分だというふうにやっぱり思われるんですか。いろいろ苦しかろうばってん。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね、自分ももう入庁して大分長くなりますので、いろんな場面で地域の声をお聞きしてきたと思います。今、自分がちょっと前に子育て支援課におりまして、今はこども政策におりますけれども、子育て支援センター、つどいの広場、どちらも必ず日報を上げて、課内で回覧させていただくようにしております。それと、利用者支援事業で地域の子育てサロン巡りをさせていただいておりますので、その中でもいろんな声を聞かせていただいております。

それとあと、議員の皆様からも様々な声をいただいているところですが、その中でやはり、国の方針もございますが、一つは、身近な場所で気軽に行ける体制を整えるということが一つ重要であること。それから、もちろん遊び場としての居場所も大事かとは思いますが、やはり福祉的な意味での施策というのは必要かと思えます。特に子ども、小さい頃からの親御さんの愛着形成がいかにかできるか、小さいうちにお母さん、お父さんが子どもにどう接したらいいかということをだんだん自信をつけていく、そういったときには、やはり福祉職、保育士であり相談員であったり、時にはもうちょっと年齢がいくと、こども家庭センターにいるような助産師、保健師、それからソーシャルワーカー

だったり教員だったりしますけれども、そういった方たちがきちんと相談に乗れるような体制というのを整えることが、行政として最優先かなというふうに思っております。

なので、シティブランディングだったりプロモーションだったりするところでは、もしかしたら弱く感じられるのかもしれませんが、行政としては、まずこちらを優先課題として捉えて、今日、皆様に御報告をさせていただいている次第です。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかがございますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） これを説明を受けましたけど、子ども館は検討課題で、以前より大分遠い先の話のように扱われているというふうに感じたんですけど、ほんのこの間のときは、検討して行って、あそこのジャスコ跡地のようなことまで話が出たりして、「ああ」というふうに思ったときがあったんですけど、それから比べると、何か随分遠い話になってしまったなど。

こども部ができて、あなたたちが頑張り始めて、きっとこれは子ども館が造られて、子育て支援のセンターが出来上がって、各地域のいろんな取組とつなぎ合わせていくような、そういう連携が出来上がるんだらうと、それがまた地域包括ケアシステムの一つの柱になるに違いないと、私は期待をしておったのでありますが、それからすると大分遠いなというふうに感じてしまうのは、私が目が悪くなったからそうになっているのか、色眼鏡で見ているからそうなのか、実際、ここに説明があったのは、今までよりも遠い話になってしまったのか、どっちなのでしょうかね。

私は本当に、こども部ができて、市民の期待があって、私たちも期待しました。今も期待しています。ですから、頑張ってもらいたいというふうに思うんですね。あなたたちを邪魔する人がいたら、一緒に頑張りたいというぐらい思っています。子ども館を造るなどということは口に出してはならないというふうになっているとすれば、そういう人は間違っていますよというふうに、議会では言う必要があるのかなというふうに思っています。なぜならね、子ども館が果たす役割は、子育て支援というだけではないに、まちづくり・人づくりにとって重要だからなんですね。

まちづくりは人づくりですよ。人づくりこそがうまくいけば、筑紫野市は立派なまちをつくることできるんだと思います。そして、自分たちのふるさと筑紫野に何らかの貢献をしたいとか、戻ってきたいとか、そういうことになって、そういう人たちが「筑紫野市

は日本一です」というふうに言うようになる。市長が自分で日本一と言いうちは、ろくなことはありません。そういうことを言っちゃいけないんですけど、市長が言ってもいいんですけど、市民や子どもたちが「やっぱりいいところやもんね」と言ってくれるようなまちづくりにつながっていかないと、日本一のまちづくりとはならないというふうに、私は信念のように思い込んでおりますので。

それからすると、これは随分後退したように思うので、これから先は、子ども館はどうなるんですかってね。ずっと先の話だと、何年先ぐらいに考えているんだろうか、考えていないんだろうかというのがね。あなたたちは考えることを停止させられているのか、自ら停止したのか、どっちか分かりませんが、思考停止に陥らないようにしていただきたい。筑紫野市の子育て支援、子どもを育成するということは、筑紫野市のまちをつくるということでもありますので、それを停止してしまうと、「行政は何をやっているんだ」というふうになります。これに発言しなくなると、「議会は何しよったね」というふうに言われますので、そういう意味でも、もう少し何か言うことがあったら言っていただければと思います。いろいろ言いましたので、何か言うてください。あんたが言うとするばいって、遠のいたもんねって、私たちがやりたかったと言ってください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、上から止められているものではないことは一番最初に申し上げておきたいかと思えます。常に市長のほうとも、副市長のほうとも相談をさせていただきながら、部長会議等にもかけながら、事業については検討させていただいております。

上村議員が申されましたように、他市の施設に私も行かせていただきましたけれども、やはり子ども館で遊ばせて、子どもたち、親御さんたちが遊んでいる姿というのは、非常にすばらしく思えたところもございます。ただ、やはり子どもたちが本当に通えるかどうか、そういった居場所が選択できるほど筑紫野市にあるかどうかとなった場合に、やはり今はまだ少ないというふうに考えております。なので子ども館につきましても、先ほど御報告させていただきました子育て支援施設につきましても、子どもの健全育成とか健やかな成長を育むための一つの手段であるということを忘れてはいけないなど、自分では思っております。

そうした場合に、ちょっと繰り返しになりますけれども、じゃあ、子どもたちが自分たちで選んで行く場所がどれだけあるのかというふうに調べさせていただいたところ、ほか

の課にも協力していただいて調べたところ、やはり常設のところ、子どもがちょっと悩んだときとかにふらっと訪れられる場所がまだ少ないと。であれば、まずそういったところから整備して行って、上村議員が言われるように、子ども館として一つ大きな施設を建てるというのは少し後退したかのように見えるかもしれないんですが、まず、そこを重点的に当たりまして、横の連携をつないで、子どもたちも親御さんたちも安心して過ごせる場所をつくっていくということが大事だというふうに思っております。本当に子ども館を否定しているものではございませんので、そこところは御理解いただけたらなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今回の子どもの居場所づくりと子ども館というのはきれいにすみ分けて考えたいと思っているんですけども、とりわけ今回、二日市コミュニティセンターに併設する子どもの居場所、それともう1か所、南のほうにどこか分かりませんが、それも造りたいと。これは子育て支援センターを3か所にしたいという考え方でよろしいんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 3か所になるということは、ちょっとまだこの段階では申し上げられないんですが、今言えることは、やはり今の施設が北側に偏っていると、どうしても北にお住まいの方しか利用できないので、南のほうにもう一つ検討していきたいというところまでは決まっております。それがどう決まるかによって、今ある子育て支援センターにつきましては、集約していくのか残すのかというところが明らかになってくると思いますので、ちょっと今の段階ではまだそこまで、何施設とまでは申し上げられないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 何施設か分からないと言うけども、そこに拠点を置いたとしたら、それに対応する人員配置は考えておられると、出張ではなくて。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、質問に質問で返して申し訳ないんですが、「出張ではなくて」というのは、常設の施設を造るという見込みなので、そこに常時人が

いるかという意味でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、そのとおりでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 新二日市コミセンのこの2階に設ける220平米の子どもの居場所に関しては、新コミセンの開館時間はもうずっと、ここも同じように人員がいて稼働している状況を想定していますでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 先日、連合審査会の中でも少し申し上げたんですが、こちらにつきましては、主に乳幼児の親子がメインで使うというふうに考えておりますので、時間については、今の子育て支援センターであったり、つくしのこであったりの時間とほぼ変わらない時間というふうに見ております。コミュニティセンターになると10時ぐらいまでという形になりますので、それとは異なる形での運営というふうに検討しているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 他市の分と今回の計画を比較すると、この筑紫野市の南の方面に同規模のものができれば、面積的には同じぐらいのものが整備されるのかなというふうに大体思っただけなんですけど、一つちょっと気になっているのが、運営曜日、開いている曜日として、今ある子育て支援センターとつどいの広場、つくしのこって、土日もしくは金土日は開いていない。それがちょっと、「土日、週末使えないというのが不便なんだよね」という話を実際に市民の方からも伺ったりする中で、今、粕屋だったり大野城、春日の児童センター、ここを見ると、休みが月曜とか火曜、要は週末ずっと開いているというところで、それが今回、新たに筑紫野市で計画しているところの中で、新たにできるコミセンも南の方面で検討しているものも、結局土日が使えないとなると、結構、他市に比べて不便が残るんじゃないかなというふうに思っているんですけど、その辺りをどのようにお考えか教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 資料の6ページの一番下の3の「開館時間等の変更」というところをちょっと見ていただけたらと思うんですが、赤司議員がおっしゃったとおり、今、やっぱり子育て世代のニーズは非常に土日が高いというふうに捉えておまして、うちとしても課題として捉えております。そのため、今後整備する子育て支援施設につき

ましては、先ほど時間については午後5時ぐらいまでという形で考えているというふうに申し上げましたが、土日につきましては開館の方向性で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 5点質問いたします。

まず市民ニーズで、屋外で遊ぶ場所がないので、議会は子ども館をというふうに言っているんですね。例えば雨の日とか、今年の夏すごい暑かったので外で遊べる状況ではなかったと思うんですね。夏休み、子どもたちがどう過ごしていたかといったら、ニュースの報道でもあり、ゲームをして過ごす子が70%ぐらいだということで、本当に筑紫野市は遊ぶ場所がないんですね。子どもたちが通って遊べる場所がない。二日市コミセンについては、対象者がこの前、乳幼児というふうにおっしゃっていたと思うんですけど、そしたら子ども館、小学生たち、中学生とかはどうなるのかなというのがまず1点目であります。

二つ目が、他市における施設整備の状況というふうに六つ挙げていただいているんですけども、私たち、先月ですかね、視察に2か所行きまして、課長もこられたかと思うんですけども、その視察に行った率直な感想をお聞かせ願えたらと思います。例えば、利用者の雰囲気を見てどう思われたのかというのを教えていただけたらなと思います。

3点目が、それを見て、今後の課題というふうにおっしゃっているんですけど、私はどうしても、子ども館の意義というふうに最初に書いてあって、他市の状況はこんなふうですよ、結構小さい規模の場所が載っているの、この前の分はどうなったのかな、どう思われたのかなと思っているので、この前の分を市政としてどう生かすのか、課題と示しているけどいつまでの課題になるのかというのが三つ目です。

四つ目が、新しく建てるとなると建設費用だったりかかってくると思うんですけども、そこを慎重に検討すべきと思っはいると思うんですが、例えばですが、既存の民間施設の委託だったりを考えているのか、いないのか、検討余地にあるかどうかを教えてくださいなと思います。

最後に、5ページですね、「人口減少と少子化が問題となる中で、その必要性や」というふうに書いてあるんですけども、今年ですかね、少子化がかなり問題になっていて、出生数が推定よりも下回っていたという状況を鑑みて、どう子どものことに対する、ブラ

ンディングよりも福祉というふうにおっしゃっていたのは分かるんですけども、これ以上減ったら大変なことになると思うんですよ。なので、その辺をどうお考えなのかを教えてくださいましたらと思います。

以上5点、お願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、1点目の小中学生の居場所をどう考えているかという点なんですけど、こちらにつきましても、すみません、6ページに掲載をさせていただいておりますように、こちらとしても春日議員がおっしゃられるように課題として捉えております。なので整備をしていきたいというふうには考えているんですけど、こちらにつきましても、やはりどういった整備をしていったらいいか、例えば小学校がいいのか、小学校以外がいいのか、小学校だと多分場所を移動しないので、親御さんも安心して利用できるかもしれないけれども、じゃあ、小学校が家の近くにないところはどうか、そういった点も含めて、今、こども計画の策定委員会であったり、それに類する政策推進チームであったりして検討しているところです。

なので、今の段階で申し上げられることは、この2に書いてありますように、国の制度や他自治体の情報を収集しながら引き続き検討を進めていく、特に今年度は小学生の居場所について検討させていただいておりますので、順を追って検討していきたいというふうに考えております。こちらにつきましても、また定まり次第、所管課であったり私どものほうであったりして、また報告させていただけたらなと思います。

2点目につきましては、この間、視察に同行させていただいて非常に勉強させていただきました。率直な感想ですが、先ほど上村議員の質問にもお答えさせていただいたように、非常に羨ましいなと思う一面はございました。ただ、やはり先ほど申し上げました、相談にきちんと結びつくか、スタッフの方々が、ちょっと沈んだ顔をしているようなお母さん、子どもさんたちに気づけるのかどうかといったときに、そこがちょっとまだ弱い部分があるんじゃないかなと思いました。

北九州市さんに関しましては、特に遊び場というような色合いの強い施設だったと自分としては感じました。じゃあ、その遊び場以外に福祉的な子育て支援サービスを展開しているところは、北九州市さんはどういうふうに設けているんだろうと思ったら、やはり児童館であったり、コミュニティセンターもしくは役所にそれぞれ子育て支援施設をつけているというようなところでしたので、そういったところをしっかりと確保しながら、北九州

市さんのセンター長さんが言われていたように、あそこの地域の都市開発のために、子育て世代を呼び込むためにつけたところがあるとおっしゃっていたので、ああいった利用の仕方もあるのかなと思っていますが、やはり、すみません、福祉的なところをまず優先的に、北九州市さんもそうした上で建てられているようにしていったほうがいいのかというふうに感じた次第でございます。なので、3点目、4点目につきましても今の回答となるかと思えます。

それと、現在の民間施設を利用した子ども館を考えないのかという御質問でございましたけれども、今の時点でそういった具体案が上がっているわけではございませんが、ひとつ御意見として伺いまして、検討の中に入れさせていただきたいというふうに思います。

最後の人口減少と少子化、それからその必要性ですが、確かに今年度4月時点のゼロ歳児の数というのは非常に落ち込んでおりまして、その後どう推移していくのかというのを注意深く見守っているところでございますが、少しずつ今回復しているところもございしますので、これについては引き続き、出生数、ゼロ歳児の数、ゼロ歳から5歳児の乳幼児の数というのを見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 子ども館がどういうものかというときにね、もう少しあなたたちもイメージを膨らませていただきたいんですが、子どもの居場所づくりとかそういうことだけではなくて、やっぱりこども部がいるところかもしれないですよ、子ども館というのは。子ども・子育て支援を行う行政がそこにおってもいいんです。本庁舎の中にいてもいいですけども、少なくとも、子ども館の中にこども部があっても誰も文句は言わないでしょう。それだけ、子育て支援、子ども育成に尽力する所管がここにいますと、いるだけで大分違います。それから、そのいるということは、いろいろあなた方が言っている、「こっちに造ります、こっちに南にも造ります」って、そういうものの連携も図れるはずですよ。何か、ほかにもいろんなことがやれそうにも思います。

私は子ども館の中に、子どもも来るが、子育て中の人も来るが、行政の人もそこにどこかにこども部があって、何かいろいろやっているねというのがあったらいいなというふうに思うので、ぜひね、ただ大きい建物を造るというだけじゃなしに、そこにどういう役割が集まってきているのかということを考えて、子ども館のことは考えていただきたい。そのほかにも子どもの遊び場だとか何とかというのがあっても構いませんけど、しかし、そ

の中心施設としてのこども部がもうそこへ出てきちゃっても誰も文句は言いませんから。私は、子ども館にこども部がおってもいいんじゃないかというね。そのための子ども館があってもよいように思いますので。あとはいろいろ連携したり、いろいろするときのね、こっちのほうが仕事があなた方の仕事だろうと思っていますので、そういうふうになればいいなというふうに。子ども館自身の役割のようなところから、大きな建物というだけじゃなしに、そういうことを考えておく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

それからね、何ちゅうんだろう、そもそもくさ、この話は、あそこに市庁舎跡にコミュニティセンターを造るって、ならついでに、あそこにおまえ、併設したらどうかという非常に具体的な話から始まって、最近ではね。だから、検討するという話はもうその辺りからありよったわけですね。だから、それから比べると本当に後退してしまっているし、あのときにお話ししてお帰りになった副市長は、なんちゅうて帰ったかちゅうのを思い起こしていただきたいんですけど、「やっぱり、あそこはコミュニティセンターとして建て替えです。だから子ども館は子ども館で考えます」と言ってお帰りになって、そういうふうなものとして議会は理解したところなんですよ。

だから、それを所管しているところがですよ、二日市コミュニティセンターの子どもの居場所、南のほうに何かそういうものをもう一つ、そうやって話を、言葉は悪いですけどすり替えてしまわれると、「あれっ」というふうになるので、自分たちの一体立場や立つ位置はどこに行ったというね。こども部がつくられた意味は何だったんだろうというふうに思わざるを得なくなるので、それだけは申し上げておきたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 意見でいいですか。

○委員（上村和男君） はい。もう、これは変わりませんので。何が出てきてももう駄目ですよ、これじゃね。（「御意見ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。まあ、ここにも子ども館の意義が書いてあるんですけど、やっぱり「ゼロ歳から18歳未満の子どもたちとその保護者が利用し、子育ての親同士が交流したり、子どもたちが安心して遊び、様々な体験をする場所が子ども館と称されている」とありますけど、まず今、執行部の意見というか、説明を受けました。今ある中でしっかり検討されていくというのは分かります。これはどれが正解というのは絶対ないと思うんですよ。だから、ずっとこれは課題もありながらも、どうやって

取り組んでいくかということを中心に検討しながら、子ども館とは別に、またしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして所管事務調査、聴覚障がい児・者保育園利用実態について報告をお願いします。

課長。

〇こども政策課長（岡嶋桐子君） では、文教福祉常任委員会説明資料、今通知させていただきました資料を御覧ください。届きましたでしょうか。はい、ありがとうございます。では、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず1点、聴覚障がい児の保育所利用者数でございますが、表のとおり、令和5年度・6年度・7年度の3か年の実績を出させていただきます。聴覚障がい児の数は、身体障害者手帳の取得者というところで数を挙げさせていただきます。令和5年が3人、令和6年が4人、令和7年が5人でございます。そのうち保育所入所者数でございますが、こちら、市内の認可保育所11園、小規模保育所3園での聴取結果としております。令和5年度はゼロ人、令和6年度は1人、令和7年度も1人ございました。そのうちさらに加配保育士を配置している状況でございますが、こちらは全てゼロ人ございました。

次に、2、入所児童の支援状況についてでございます。まず初めに、障がい児を含め、お子さんをお預かりして保育を実施するに当たり定められている基準や指針がございますので、こちらから御説明をさせていただきます。

まず、(1) 運営基準でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援等の運営に関する基準において、以下のとおり定められております。

1、第15条、特定教育・保育施設は、小学校就学前の子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

次に、第17条、特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定の子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定の子どもまたは当該教育・保育給付認定の子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないとされております。

次に、(2) 保育所保育指針でございます。第1章の3、保育の計画及び評価、指導計画の作成において、以下のとおり定められております。

障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもがほかの子どもと生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応を図ることとされております。

次に、2ページを御覧ください。現場の状況についてでございます。

保育所の支援・取組。

①聴覚障がい児への対応。各保育所において、見学・入所のための面談では、安全に児童を預かるため、児童の心身の状況や生育環境等の把握に努め、入所後も運営基準第15条及び第17条に基づき個別に対応することにより、安心して保育所を利用できるよう保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っております。また、子どもの療育状況や聞こえの状態に応じて、加配保育士の配置の検討や、手話・視覚教材の活用、個別支援計画の作成、医療機関との連携などを行うとしております。

②聴覚障がいのある保護者への支援例です。補聴器の使用により会話は可能であったため、特別な対応は不要でしたが、状況に応じて筆談などの手法を活用するなどの対応をしておりました。また、マスクの着用などで口元が確認できない場合は、簡単な内容の場合は身振り手振りで意思の疎通を図ったほか、筆談を活用するなどしておりました。家庭からの連絡は、電話リレーサービスを利用していたようでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君）　この質問に至る背景として、打合せのときも言わせていただいたんですけども、届出保育施設のほうで、そういったもしかしたら入りにくい状況があるのではないかとというところで伺ったところです。

認可のほうは、そういう15条、17条に基づいてやっているというところで安心したところではあるんですけども、もし、例えば認可保育所に入所すると決まった場合、例えば今で言うと、マスク着用などで口元が確認できない場合と違って、手話を使うようにしているのか、身振り手振りだけで意思疎通が本当に行えるのかということと、筆談で分かる子だったらいいんですけど、それ以下の子ども、年齢がまだ下の子だったらどんなふうに

なるのかなというのを伺いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね、今、例として出させていただいたのは、実際にこれまで、この数年でお預かりいただいたことを例に出させていただいております。それ以外の例につきましては、四角四面で申し訳ないんですけど、やはり、その人の状態であったり子どもさんの状態に応じて、その都度考えていくということが必要になるかと思えます。

分からないものを分からないままにさせていないとは思いたいところですが、春口議員が言うように、やはりちょっと言いづらいお母さんたちもいらっしゃると思いますので、その点については、例えば認可保育所であれば所園長会議を通じて、それ以外につきましては、例えばメール等での通知の折に機会を得て、またそういったことを注意していくように伝えられたらと考えます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） ありがとうございます。認可保育施設については分かりました。2年前から届出保育施設にも補助を出していると思いますので、そっちの状況に関してももう少し報告を受けたり、状況だったりを聞けないのかなと思っているんですけど、その辺いかがでしょうか。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 休憩をよろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時22分

再開 午後4時23分

---

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 春口議員がおっしゃられる気持ち、非常に分かるところなんですけど、多分、実態調査の数とかまではできるかと思うんですけども、そのお子さんの状態がどういう状況かというところは、保護者の方、御家族の方に同意を得られれば調査ができるかもしれませんが、ちょっとデリケートな問題なのかなとは思えます。た

だ、先ほど申し上げましたように、「こういうふうに対応していただきたい」という方針的なものはお伝えすることができますので、そういった形で当たっていければなというところでございますが、よろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○副委員長（春口 茜君） 各施設に伺うことは、たくさんあるので難しいのはもう重々承知しているんですけども、例えば利用者の方から、「こういう状況がありました」と来た場合に、その対応とかを今後どうしていくのかというのを最後にお伺いしてもよろしいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そういった聴覚の問題にしる、いろんな問題を一旦、保育所の相談に関しては必ずお受けしておりますので、丁寧に取り扱っていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですね。

上村委員。

○委員（上村和男君） 障がい児の保育だとか、学校もそうなんですけど、一緒にいることのほうがとても重要だなというふうに思っています、早くから筑紫野市は障がい児保育を実施をしていましたので。障がい者の生きにくさというのは障がい者差別があるからなんです。それを一緒にいるとね、そういう人だというのが分かっちゃうので。障がい者はそういう人だというふうに健常者が分かるので、お互いに「ああ、そういうものだ」というふうにね。

そういう中でやっぱり育ち合っているというか、学び合っている姿があって、私はそのことが人権尊重のまちづくりにつながっているというふうに思っていますのでね、ぜひ、そういうことは本当に広げていってもらいたいなど。ややもすると、その子に合った教育とか、この子に合った保育とかいうところに力が行き過ぎて、一緒に育ち合っていく、学び合っていく、見よう見まねでやっていくという、先生自身が子どもに学んでいくようなことをやりながらやっていく姿が、本当に大事だろうなというふうに思っていますので。上手、下手はあんまり問わないんですけど、一緒に生きていくということが私は大事だと思うんです。

まだあなた方がお若い頃に、保育所の先生たちが勉強会をやって、そういうことを話を

してくれたことがありました。私が1年生議員だったときですから二十数年前でしたけど、勉強に行ったら本をくれて、「こういう研究発表をしました」と言ってね、見せてくれたことがあったけど、私は、そういうことをやっている保育所の運営がとても大事だなというふうに思っていますので、ぜひ、そういう点でいくと筑紫野市の障がい児保育だとかいうのは全国でも有名な保育でございましたのでね、忘れないでいただきたいなど。ひょっとしたらもう忘れちゃったかもしれないのでね。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。これは意見で。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（坂口勝彦君） 意見ということで。（「御指摘ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後4時27分

再開 午後4時38分  
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を散会いたします。お疲れさまでございました。

—————・—————・—————  
散会 午後4時38分